

丸山元純の三島郡寺泊人なり、祖某長左衛門と稱し、醫を以て牧野侯に仕へ、秩八十石を食めり、某の子通稱左衛門、恪勤其職を奉り、嘗て藩侯を諫め、其怒に觸れて籍を除かる、因て居を輿板に卜ま、徒弟に教授す、父某祖業を承け、醫術に精し、元純少うして京都に遊ひて醫を學ふ、刻苦多年、業成りて郷に歸る、後居を寺泊に移ま、來りて治を乞ふもの日に多し、元純嘗て國內舊記の漸く湮滅せんことを憂へ、書史を探討し、口碑を查究し、之を輯むること凡二十年、遂に一書を成す、名けて越後名寄と曰ふ、三十卷あり、寶曆八年病みて歿す、年七十二、其曾孫に至り、再び牧野侯に仕ふと云ふ

越後名寄

阿部北溟

阿部北溟の村上町の人なり、名は元秀、右膳と稱す、北溟の其號、少うして京師に遊ひ、伊藤東涯に從て道を學ひ、後香川修庵に就て醫を學ふ、業成て國に歸る、技四方に行われ、名聲一時に顯る、晚年白河侯の聘に應じて侍醫と爲り、秩三百石を

北溟白河侯の侍醫と爲

己を枉けて人に降らま

食む、居ること二年、仕を辭して郷に歸り、上野村北村上の東に隱居す、嘯詠以て樂と爲り、復世事を顧みま、明和乙酉の歲病を以て歿す、年六十二北溟人と爲り、卓犖不羈にして、小節に拘はらず、一日馬に鞭で城外に出つ、適藩の執政脇田某に遭ふ、北溟馬を下らすまて拜す、某叱責まて曰く、汝敢て馬を下らす、何ぞ甚た不遜なる、曰く醫は所謂方外の士なり、請ふ足下之を恕せよ、と某復問ひまして去る、其行概ね此の如し、北溟博學尤も詩文を善せり、遺稿若干世に行

松田竹里

松田竹里名の俊、字の季彦、本菴と稱ま、其父五峰溝口侯に仕へて侍醫と爲る、竹里少うして京都に之ま、松本愚山萩野台州渡邊東巖の門に歷游し、業成て國に歸て父の職を襲ま、醫學教授を兼ね、祿二百石を食む、詩文を能くま、著養壽草三十卷、傷寒論講義六卷、瘰癧論二卷、風月鑑一卷あり

竹里詩文を能くす

神谷大椿

神谷大椿の村上藩士なり、本某氏、父某と稱す。江戸の人、醫を業とす、神谷見聞
 旨にして鍼術を善くす、出て、藩主信凭侯に仕へ、三人口を食む、子なり、大椿を
 養て嗣と爲す、大椿初め玄京と稱せ、少うして穎敏、長州侯の醫官栗山孝巷も從て
 醫を學ぶ、頗る其蘊奥を究む、國に歸り、信敦侯に仕へて侍醫と爲る、初め秩七十
 石を食み、後三十石を加へらる、名聲大に振ひ、治を乞ふ者門に滿つ、時に侯庶政
 を更革し、創めて醫學館を建て、大椿を擢て館長と爲せ、大椿頗る力を致して、後
 進を誘掖す、醫法漸く盛んなり、大椿人と爲り、磊落不羈、氣節を以て自ら持し、
 未だ嘗て己を屈して售ることを求めず、一日執政久永某卒かに病を得、急に人を遣
 はして大椿を招く、大椿逡延して赴かず、數々之を促かき、遂に駕を以て之を迎ふ
 るに至る、或は其倨傲を議する者あり、然れども小吏賤卒急を告ぐることをわれは、
 則ち直に往て之を視る、風晨雨夕と雖も、未だ嘗て怠らざるなり、性甚た酒を嗜み

大椿氣節を
以て自ら持
す

日夕酣飲、以て樂と爲せりと云ふ

鈴木順亭

鈴木順亭名の嘉、順亭の其號、粟生津村^{西浦原}の人なり、幼時其叔父文臺に從ひて
 學ぶ、天保癸卯の歲笈を江戸に負ひ、費を法眼多紀の門に執り、游學すること半年、
 後又高崎侯の醫官山田某の門に入る、數年にして疾有て歸る、其江戸に在るや、孝
 經註解の書を購ふこと、凡そ五十餘部、家に歸て後樂餌の暇、翻閱互證、弘安本を
 以て主と爲し、孝經疏證并に解題考異凡八卷を著す、又別に墨子附說二卷を著す、
 嘉永元年五月を以て歿せ、著書未だ藁を脱せざるもの、經方類聚十卷あり、此尤も
 力を用ゐたるものあり、此他詩文雜著數部あり、皆家に藏む
 順亭の病漸じや、文臺日に之を視る、猶文義を談して止まず、順亭弟あり、名は原、
 年十五、亦學を好む、將死せんとするの前一日、枕頭に在り、其遂に起つへから
 ざるを視、潛然として涕を流す、順亭之を見て、聲を厲して曰く、原汝何を以て悲

順亭力を著
述を用う

める、死は固より命なり、昔嗣輔子安皆廿四歳を以て歿す、皆文學を以て後世に稱せらる、吾齡適々二王と齊志、豈に惜むに足らんや、恨む所の身父に先ちて死し、卒に才學の以て世に傳ふる無きのみ、汝之を勉めよ、と後復言はず、將に簀を易へんとするの時、忽ち文臺を呼ひて曰く、先祖望經史問答吾疑あり、今之を叔父に質さん、と文臺曰く汝か病劇志、宜しく黙して精を養ふへし、と應て曰く諾、奄然と去て逝けり

明石野 文一

明石野文一は本姓齋藤氏、龜田町中蒲原郡の人なり、年十三にして明を失ひ、郷人三代一に従ひて鍼術を受く、年十五に至り慨然と去て歎いて曰く、僻地以て身を立て業を成すに足らず、と是に於て父母は江戸に遊はんことを請ふ、父母年少く去て且つ盲なるを以て許さず、文一固く請ひて已まず、父母乃ち議して曰く、兒盲なりと雖も、亦男子なり、四方の志寧ど止むへけんや、と明年父携へて江戸に到り、龜田

宗軒に托して歸る、宗軒の越人にして醫を業とするものなり、文一益々心を鍼術に専らに、業を杉山流の鍼醫某を受く、初寒暑雨と雖も、未だ曾て一日を休まず、十四經難經諸書を暗誦せり、年十九にして盡く師の秘術を受く、文政十三年勾當と爲る、明石野勾當と稱え、其業大に行はる、其國主溝口侯召見す、東叡山法親王召して鍼治を施さしめ、特に之を優待す、其日光山に詣るや、命して法親に扈從せまむ、時人之を祭とす、文一性至孝、雅に其子健順に語て曰く、余身千里の外に在り

明石野勾當

と雖も、未だ曾て一日を父母を忘れず、余幼にして明を失志、憂を父母は貽せること、常人に百倍せり、余死すれば必ず歸て考妣の墓側に葬れ、余將に長く夜臺に侍せんとす、文久間時事に感するありて、將急に郷に歸らんとす、或人之に謂て曰く、子老たりと雖も、尙鑿鑿たり、而も其業大に行はる、宜しく勉強して財産を殖し、以て子孫の計を爲すへし、と文一笑て曰く、人生幾何ぞ、名利に惑溺して、而して他郷に奔走する、何ぞ老を桑梓幽閑れ地に養ふ若かん、世の足るを知らざる者は、終身車塵馬足の間に役々として斃る、亦憫むべきなり、且比年外夷跋扈し、尊

文一能く足るを知る

攘の説大に起り、幕府大老元を道路を失ふに至る、時事知るべきのみ、と遂に家を
挈けて龜田に歸る、幾くもあく幕府果して顛覆す、明治元年七月文一疾を罹りて歿
す、年七十一、文一清癯音吐朗々、醉後人と古今人物を評論す、往々人の意表に出
づ、又棋を圍み、一道を錯まらば、其強記なること天性に出づ、其子健順家を承
け、醫を業とせんと云ふ

窪田玄仲

窪田玄仲名の謙、字は子益、遜齋と號す、玄仲の其通稱、家世、醫を業とし、村上
町に住す、父玄仲に至りて、村上藩に仕ふ、玄仲幼にして學を好み、藩の文學臨山退
齋に從て醫史を修め、醫官渡邊萬年通稱見林に就て醫を學ぶ、後江戸に遊ひ、土居
東眠に從て専ら醫を學ぶ、業成て國に歸り、信親侯に仕へて侍醫と爲る、恪勤職を
奉すること、凡三十餘年、慶應の未年會津米澤諸藩聯合して薩長を抗せんと欲す、
使を我藩に遣はして、同盟を要す、老臣近藤某等主として、之を贊し、關藩皆之に

玄仲村上藩の會桑諸藩の同盟するの不可を論す
十七史を愛讀す

與みま、玄仲獨り今村玄長等と其不可を論し、竊々に某を諷む、聽れま、維新の後、
遂に致仕し、明治十三年某月病みて歿す、年六十五、玄仲詩を善し、又棋を善し、
尤も史を好み、嘗て謂はく史を讀まされり、時務に通せま、と常に十七史を愛讀
し、瞑するに至るまで、手に卷を釋てさりま

杉本内省

杉本内省名は克、字は卯卿、雪溪と號す、内省の其通稱、高田の人、世々柳原侯に
仕ふ、内省幼にして穎異、長きて學を好み、醫を江戸に學ぶ、業成て飯る、遠近治
を乞ふもの多ま、之を久らして柳原侯別に祿を賜ひ、擢て侍醫と爲す、實に元治元
年十二月あり、内省醫學に於て研究せざる所なく、亦施治に巧なり、一藩推して醫
中の泰斗と爲ま、明治十五年一月疾を以て歿す、年六十四、内省人と爲り、英偉卓
犖、事務に通曉す、識者其國政を參せまして、徒に醫に老ひしを惜めり、平生嗜ん
て經史を讀み、尤も近古史乘を好み、文詩を賦するを好み、劍南を宗とす、集あり

醫中の泰斗

内省鑑識に長す

關 俊 山

關俊山は高田の人なり、土佐派の書法を學ひて、最も緻密なる山水を善せり、嘗て國中の山川を跋渉し、勝地を圖ること、凡二百有餘、之を城主松平光長に獻す、光長其技を賞し、賜ふに月俸を以てせんと欲す、俊山辭して受けず、遂に筆硯を棄て、枋尾山中に隱る、其終る處を知らず

五十嵐 浚 明

五十嵐浚明は新潟の人なり、字は方徳、初め孤峰と號す、後又穆翁と號す、本佐野氏、浚明孤にして家殆んど絶えんをす、五十嵐五郎兵衛といふもの之を憫み、已の家を棄て、就て之を鞠育し、以て佐野氏を成さしむ、浚明之を徳とし、身ら五十嵐を冒し、以て之を報ゆ、家世々耕稼を以て業と爲す、浚明少らして畫を嗜み、暇あり

浚明菅公神を崇奉す

天皇五色の歌を賜ふ

浚明血を以て普門品を寫す

れり之を學び、以て樂と爲せり、年三十、奮然一家を成さんと欲し、乃ち江戸に遊ひ、狩野良信に従て學ぶ、後宋人梁楷及張平山等の遺蹟を追慕して之を學ぶ、常に菅公神を崇奉す、一夜夢に衣冠人金泥の書十字を賜ふを見る、覺めて自ら占て曰、天生一地成す、十は地成の數なり、吾業其成らんか、と終に狩野に非ず、土佐に非ず、南北二宗外別に門戸を開く、聲名海内に籍甚す、山水人物皆之を能くし、最も設色及水墨も巧みなり、安永丁酉の歲、勅旨を奉きて畫數幅を獻す、天皇之を賞し、歌所某に勅して五色の歌を賜ふ、且公卿某姓吳氏を與ふ、浚明因て吳氏を稱へたれ共、後自ら其非なるを知り、之を廢す、天明元年病に罹りて歿す、年八十二、浚明親に事へて孝、已を奉まる儉、業成て家も歸るや、會々母病に苦めり、浚明之を憂へ、竊かよ左指を刺し、血を以て普門品を寫すこと、毎夜一部、之を禱り七部に至り、母の病頓に癒ゆ、人以此孝感の致す所と爲す、父母既に歿せるれ後、日々必ず其坐せる所を拜え、未だ嘗て誤て其所を履まじ、人と語り、言適父母の事に及へば、輒ち潜然として感泣す、時ありて獨坐して涕を垂る、之を問へり、則ち曰く

樂むへきを
樂んで其貧
を忘る

傳寶を鬻て
飢餓を濟ふ

両親を念ふなり、嘗て京師に遊び、請ひて法眼の位を受く、其好ま非ざるも、父母の遺命を奉せるなり、其疾の既に革るや、醫三浦東里來り候て曰く、先生名四方に播り、壽八旬に超え、子あり孫あり、墳墓托すへきあり、人生此の如くんは以て憾みあかるへ、浚明曰く然り、予未だ嘗て邦憲に觸れずして、以て親に事ふるの道を全うし、樂むへきを樂んで其貧を忘る、皆親の賜ものなり、と言畢て復口を開かず、一日を間て歿す

浚明初め遊學して歸るや、一樓を築て書を學ぶ處と爲す、樓を下らざること、數拾日、一日火を失し、延て其家に及ぶ、浚明出て之を避け、燼息んて後庫内に寢食して、敢て門を出てす、以て營築の畢るを待つ、是れ時郷の有司政に意なきを聞き、乃ち始めて一たひ門を出て衙に至て、百姓の爲めに請ふ、有司愧謝して、大に倉廩を發けり、寶曆丁丑の歲、北地大に饑乏、餓莩路に載つ、家資を傾けて以て之を賑濟す、囊筐既も竭く、傳寶の書畫古器を鬻て、以て之を繼ぐ、其病みて起る能はざる者あれり、内人をして夜其家へ往て飯粥を與へまめ、又衣を脱して之に被

ふしむ、爲めよ死を免れたるもの多し

三子あり曰願行、曰く元誠、曰く元敬、皆畫を學へり、浚明嘗て戒めて曰く、畫小道なりと雖も、因て以て世教を裨くへ、汝か輩筆を執らり、必ず賢哲の偉蹟を於てま、謹んで姪靡慢の事を作り、以て人を教ふこと勿れ、と

五十嵐片原、其子竹沙

五十嵐片原名は元誠、字は仲勉、片原は其號、新潟の人、浚明の第二子なり、兄願行年僅かに廿八にして歿し、嗣子なきを以て、片原繼て家事を理す、未だ幾はくならせりて弟元敬に讓て之を遜る、兄弟三人皆繪事を善くし、而して友子の情甚た厚し、片原の畫先人の蹤を追へりと雖も、別に一機軸を出し、而して氣格頗る高く、最も人物を畫くに巧みあり、嘗て以爲らく吾技父に勝れり、と穆翁野馬の粉本を製す、片原密かに朱を以て其粉本を改む、數日の後、穆翁偶之を見て驚て曰く、何爲そ此の如なる、と悉く其朱を去る、片原大に慙ち、益々其技を修む、研鑽數年、業

兄弟三人繪
事を善くす

竹沙水墨の山水を善くす

等閑齋安りに翰を染め

大に進む、其人と爲り、瀟灑脱落として、世事に拘はらず、卓犖奇偉にして、毀譽を顧みず、是を以て一郷稱して畸人と爲す、又常に詩賦を以て樂と爲す。其作人の意表に出づるもの往々之あり、京師に遊ひ、丹青を以て鞏毅の下に稱せらる。後新潟に歸り、病を以て歿す、天明四年十一月と爲す、年三十九

谷 等 閑 齋

谷等閑齋は新潟の人なり、通稱は源兵衛、少して書を狩野氏と學ぶ、其筆力浚明と雖も、過ぐることを能はず、然れども安りに翰を染めず、故に其名世に顯はれず、五十嵐片原嘗て此人に就て少林祖の像を學へりと云ふ

白 井 華 陽

白井華陽名は廣、字は士潤、一號は梅泉、新潟の人なり、弱冠江戸に遊ひ、文を龜田鵬齋に問ひ、後京師に入り、書を岸卓堂に學ぶ、常に喜みて奇衲異僧と相往來之、頗る禪理に通せり、又酒を嗜み談諧を善くし、醉へば則ち談笑雲の如く起り、楊角風を生ず、眞は快活人なり、著す所畫乘要略あり、詳は本邦古今の畫人を傳し、畫法の得失を論せり

石 川 侃 齋

石川侃齋は新潟の人、名は元恪、字は公乘、通稱は龍助、侃齋は其號、又二橋外史と號す、既に老いて信天翁と號す、其堂は顔して、老香と曰ふ、家世々屬吏たり、侃齋水墨を好み、稍々長して元明の筆跡を玩ひ、心を専らにして之を攻む、既に吏務を厭ひ、四方の志あり、弱冠京師に遊ひ、古蹟を探り、文人を訪ふ、大坂に寓し、木村遜齋と交り善し、遂に西の方長崎を窮め、東江戸に出て歸る、會々鵬

華陽禪理に通す
畫乘要略

偲齋最も山水人物を善す

齋雲泉新潟に遊ぶ、乃ち文を鵬齋に問ひ、書を雲泉に質す、是より其技益々進む、最も山水人物を善し、各四方を振ふ、書を乞ふ者日に門に滿つ、資性高雅寡慾にまて酬謝の何如を問はず、渲染を以て人の需に應じ、天保十一年冬十一月歿す、年七十七

偲齋の男通稱佐太郎、樵堂と號し、天賦能く父に肖、亦書を善す、壯にして歿せり

細貝 靜山

細貝靜山は古志郡六日町の人なり、少うして書を善くす、會書伯狩野玉元竄せられて越後に在り、靜山就て學ぶ、日夜勤勉して倦まず、後京師に遊び、書を僧無幻に學び、學を松本愚山に受く、大社古刹に藏むる所の古書を觀て之を摸し、大に悟る所あり、乃ち北宋古体に倣ひて其畫風を變じ、法橋に叙せらる、後西の方熊本に遊び、長崎を経て歸る、是より畫益々進む、文政十年郷長に擢てられ、拮据十年病を以辞す、後丹青を以る樂と爲し、復世事に關せず、天保三年十一月歿す、年六十

靜山深く畫法を究む

精巧緻密

靜山最山水人物を善す、性佛を信するを以て、寫す所佛象多し、釋迦誕生圖、道元行狀圖等あり、精巧緻密觀者をして歎賞せしむと云ふ

館 柳 灣

三十灣外史

館柳灣名は機、字は樞卿、雄次郎と稱す、柳灣は其號、又三十六灣外史と號す、新潟の人なり、父は安兵衛と稱す、本は館氏、卷町人、新潟小山氏に養はる、母は小山氏、柳灣故ありて卷町館源右衛門の義弟と爲り、館氏を冒し、安永中幕府に召されて、代官と爲る、尤も心を民事に留め、頗る功績あり、衆に敬愛せらる、文化九年致仕す、諸侯招聘すれども、皆辞して就かず、吟咏を以て樂と爲し、天保十五年四月を以て歿す、年八十三

柳灣人と爲り、温雅恬澹にして言笑罕なり、尤も詩を善す、菊地五山大窪天民等皆之を推尊せり、年七十餘、自ら墓碑を作り、題して柳灣詩老館樞卿墓と曰ふ、著す所柳灣漁唱四卷、柳灣餘唱一卷、浮萍一卷、刪定三体詩三卷、杜樊川絶句注、林園

霞舫

月令數十卷、蚕經詳説、授時圖、山村充糧志等あり、子あり、名は俊、字は昆陽、霞舫と號ま、丹青を善し、菊地容齋の門に學ふ、性卓犖不羈、官に志を得ず、遂に辞めて専ら繪事に力む、頗る名聲あり

卷 菱 湖

卷菱湖名は大任、字の致遠、弘齋と號ま、通稱の喜藤太、後左内と改む、菱湖は其別號、新潟の人なり、或の曰菱湖西浦原郡楨村に生る、本は池田氏、楨卷同訓因て

卷氏と稱す、地菱湖といふあり、故に菱湖と號すと

幼にえて父母を喪ひ、家稍衰ふ、菱湖奮然別に門戸を立て、以て家聲を揚げんと欲す初め善導寺の僧興雲に従て業を受く、年十九、笈を負て江戸に遊ひ、龜田鵬齋の門に贊を執る、鵬齋素より書法を善くま、菱湖之と議論を上下し、業大に進む、後自ら専ら六書を攻め、兼ねて音韻の學を修む、遂に籍を江戸に占め、門を開き徒を聚めて教授ま、從ひ學ふ者日々に多く、遠近より來て字を乞ふもの踵を接す、縉紳公侯延聘して其書法を受くるに至り、名聲大に振ふ、天保十四年四月病を以て歿

菱湖江戸に門戸を立つ

ま、年六十七

卓犖不羈

眼中古今な

菱湖人と爲なり卓犖氣を負ひ、小節に拘々たらず、性酒を嗜み以て自ら放ち、客至れり則ち狂歌浮を拍ち、晝を窮め夜に繼くも以て倦めりと爲さず、而して酒間興到れば必ず筆硯を命し、且つ飲み且つ書し、千紙立るに就き、其筆力縱放飛動せんとす、故よ奇を好む者、必ず酒を載せて往く、菱湖書法を自負せる太甚し、嘗て一印を刻して、上下千年と曰ふ、蓋し眼中古今なきなり、客あり、古寫經一片を持して鑑定を乞ふ、曰く是僧空海の書なり、菱湖熟視良久うして曰く、價幾何ぞ、曰く百金、乃ち大に笑て曰く、老頭陀惡書何ぞ其價の貴きや、余が書若玄空海と時を同らせは、今必ま千金に直せん、と又嘗て人の請に應し、即席數紙を書す、其人嘆賞して曰く、咄々眞松雪に逼る、と菱湖更よ其書を取り、反復熟視して曰く、余書悞らず、余書悞らま、余歴代の名家に於て學のさる所なり、故に形似たるのみ、心の彼れ那を知るを得んや、と

長谷川 嵐 溪

嵐溪梅關の門に入る

嵐溪藝林に雄視す

長谷川嵐溪ハ三條の人なり、名は奎、字ハ芳溪、一字ハ香峰、家五十嵐川の邊に在るを以て、嵐溪釣徒と號せ、幼よりて書を讀み畫を嗜む、弱冠江戸に遊ひ、大槻磐溪に從て學を受け、春木南湖に就て畫を問ふ、既に去て菅梅關の山水を觀て、大に其風を慕ひ、遂に仙臺に遊ひ、其門に入て學ふ、梅關其志を感じ、悉く其奧秘を授く、再び游へるとき梅關既に歿せり、乃ち其徒に就き、多く紛本を得て歸る、後上毛に游ひ、妙義金洞の諸勝を探り、之を眞の山水に驗して、大に悟る所あり、更に之を明清諸家の眞蹟に徴し、短を捨て長を取り、終に能く一家を成し、藝林に雄視するに至る、慶應元年五月病みて歿せ、年五十一

富取芳齋

英異奇才あり

屹然一家を成す

富取芳齋は地藏堂町の人なり、名は良通、良輔と稱せ、祖父惟通、西河と號せ、詩文俳歌を善す、父正爲、大壽と號せ、書を善せり、芳齋幼にして英異、游戲必ず丹青を弄ふ、祖父西河竊かに謂て曰く、此兒奇才あり、宜く其欲する所に任す、一、年甫めて九歳、一ノ木戸村五十嵐華亭の門に入て、畫を學ふ、専ら花鳥を習ふ、長するに及び、京師に游ひ、中林竹洞に從ひて、山水の畫法を學ふ、又東都に出で、谷文晁青木南湖等と交り、其見聞を博くす、後元明清名家の筆蹟を觀て、大に悟る所あり、遂に一機軸を出せ、屹然として一家を成せ、名聲四方に著はれ、遠近より來て揮洒を乞ふもの日に多し、芳齋天資溫雅、寛大よりて人を愛せ、信を重んず、禮を正す、時人之を敬愛せり、明治十三年病みて歿せ、年七十三

丸岡南陔

丸岡南陔名の成章、字を子煥といひ、南陔ハその號なり、傳藏と稱して後に総兵衛と改め、晩に故ありて総四郎と改む、家世々商を業とせ、又市正の職を奉す、父名

は正方、総兵衛と稱し、晩に怡齋と改む。南壽と號す、春木南湖に従ひ、畫を學び兼て益畫を好くせり、南陔は其長子なり、幼にして稗史野乘を好み、稍長するま及び、修學の志益々加ふと雖も、晝間家事を治むる暇なきを以て、夜間人靜まるの後獨坐燈を掲げ、孜孜經史を研磨し、兼て詩を藤木實齋に學へり、實齋殊に其文才を愛し誘導尤も勗む、當時の奉行羽田利見學を好み、南陔の人と爲りを稱し、屢招て歌詩を贈答す、利見一日歌を贈て曰く

言の葉の花の蔭には遊ぶとも

歸る家路を忘るあよゆめ

と是より南陔益感する所あり、拮据業を理ひて一日も怠らす、餘力あれば則ち文を修む、年十八にして父南壽老し、其家を嗣ぐ、家業是に至て復興す、其交る所皆當時の名士萬歲東所天野耻堂其弟養堂甲賀達齋圓山溟北等なり、然れども俗漢野夫と雖も矜懷を披て之に交るを以て、世人甚た南陔を畏信せり、藤木實齋歿して後は、南陔の名詩一州に鳴り、推して詩壇の渠首と爲ま、州儒圓山溟北と聲望相拮抗を

詩名一州に
鳴る

南陔時事に
勤む

るに至れり、慶應二年九月南陔擢てられて州費修教館教授と爲り、始めて士班も列す、明治元年維新に際し、世事紛擾、州尹難を避けて江戸に歸る、浮浪の士及官兵交り州に來り、争ひて相據らんと欲し、人心恟々たり、州の隊長中山信安身を挺て、百方浮浪と官兵とに説き、両から屯營するを止む、七月南陔及び井上大藏岩間郁藏等を京都に使せしめ、太政官に迫りて一は主宰者を置かんことを稟請せしむ、百方周旋遂に侍從滋野井某を佐渡裁判所知事に任するの命を得て復命す、然るに故ありて事中止し、その後水原府權判事奥平謙輔來て州を治め、人民稍其堵に安まるを得たり、三年七月南陔相川縣學校教頭に擧げられ、尋て其職を辞す、七年八月維太郡學務監督兼教師を命せらる、十二年十一月會相川郡役所移轉の論大に起る、相川海府西濱鄉村の人民大に其不便を唱へ、南陔を推選して總代と爲し、新潟縣廳に稟請せしむ、南陔百方利害を陳し、移應の命を止めんことを請ふ、官之を容る、十五年學務監督の職を辞し、後二年を経て、家を嗣子成徳に讓て老ま、尋て中學佐渡校教諭に任せられ、單身赴任す、十九年一月暴かに中風に罹り、困睡して竟に起た

す、年六十餘、南陔人ど爲り温厚にして沈毅、而も恭謙善く人よ下る、親に事へて孝、怡養常に怠らず、學問宏博、尤も詩を善くせり、江都の田口江村北遊きて佐渡に航し、其詩を見て、大に之を賞して曰く、之を中州諸士に比するに多く譲らざるなり、と後都入る、菊池三溪大沼枕山諸先輩亦之を丘揚す、故を以て南陔の詩名一時都下よ著ひる、性甚た酒を嗜み、晩に冷飲を好めり、其病を致せるは未だ必ずしも此に由らすと雖も、人多く南陔の爲めに之を憾みたり

大村加ト

加ト善く刀を作る

大村加トの刀工なり、其祖天野俊長、天九郎と稱す、岩船郡桃川に住す、江州貞宗を師とし、尤も槍を作るに長す、其子長吉、孫長吉皆刀槍の名工たり、加トは其後裔なり、亦善く刀を作る、小栗美作の推舉に依て、松平越後守に仕ふ、延寶中主家亡滅するよ及び、浪遊して江戸よ赴き、鍛冶を業とせり、寶永中の名工武藏太郎安國は其門に出つと云ふ

氏江元彦

元彦刀工を以て稱せらる

氏江元彦の羽茂郡の人なり、家世々冶を業とす、元彦に至り始めて刀を以て著はる、初め元彦京師に適き、刀法を平金道に受け、能く其道を尽くして販る、識者大に之を稱せ、或人之よ問うて曰く、子素業あり、今加ふるに刀を以てす、又何の利する所ある、曰く軍國の用刀を急と爲す、吾の之を爲す所以のもの、聊か報國に微衷を效さんと欲するのみ、何を必しも利と曰はん、と問者悦服す、農具拖把鐵を以て齒と爲せるものあり、穀を梳るものなり、當時其制愈惡にして久しく用ゐるに堪へず、農家之を病めり、翁謂らく吾業鐵に在り、拖把の不利なるは吾業を業とするものと過ちなり、と是に於て官に請ひ、大に治廠を起さ、専ら此器を攻む、其徒數人ど日夜鍛煉し、椎髀絶えき、一旦製成するや、人争うて之を買ふ、施て越羽諸國に及び、羽茂拖把の名遐邇に藉甚え、其業の盛年一年より加はれり、癸未の夏官勸業博覽會を西京に開く、海内各其藝を献す、其出品撰に中る者、賜ふに褒章を以て

羽茂拖把

氏江新田

す、元彦拖把を以て之れに與ぐる、時人之を榮とせ、郷東官林あり脊尾と曰ふ、雜樹稀疏、地荒蕪も屬す、元彦費を納め請ひて之を墾す、貧民來り産に就く者既も二十餘家、土人其地を稱して氏江新田と曰ふ、元彦厚生之道を以て務めと爲し、老て益々衰へま、晩に逸翁、と號し棋を以て樂と爲せり、嘗て江戸に在り、棋師本因坊に従ひて國棋班に入ると云ふ

僧 潮 音

元和中佐渡相川に吉六といふものあり、幼に去て父を喪ひ母も養はる、年十四に去て河原田常念寺の僕と爲る、長するに及び鼎を扛くるの力あり、嘗て某村河原田を距ると三里より木履を着け壹石の大豆を負ひて寺に歸れり、時に年十六、是より四近相傳へて之を稱す、一日村に少年相謀りて其力を試みんと欲し、一梯子に一大米苞貳石五斗を容るを着け、吉六に謂て曰く、汝能く之を擔ふを得んや、と吉六晒て曰く、易々たる事のみ、之を能くすれば宜ましく余に之を與ふへし、と乃ち之を擔ひ去れり、此歳母病に罹り、請ひて家へ歸り、之を養護す、晝夜衣帶を解りすして頗る力を竭せるも、母遂に死せり、是に於て剃髮して潮音といひ、吉井村の九品寺に入り、其冥福を祈ること十日、後夷町正覺寺に僧某に就て三部經を講釋を聽き、某も謂て曰く經文は皆無用の辯あり、法然上人の一枚起證文之を盡せり、と某奇と爲し、唯心淨土己身彌陀といふことを傳ふ、潮音大に悦ひて曰く是我心を得たるもの、三世の本願了れり、と是より五穀を食せず、七情を動かさま、經文を讀まま、佛名を唱へま、唯無欲慈悲に去て道心堅固なりき、老後相川に彈誓寺といふを建て、之に住す、荻野山之曰く

潮音一大米苞を擔ふ

經文の皆無用の辯

潮音を相川志には長音とかけり、誤なるへし、同書に又曰く、彈誓の本堂は正保三年七月長音代に建立すとあれ此頃までながらへし人あるへし、其弟子を清眼といふ、師弟共に佛像を彫刻す、此寺の大佛もこれか作なり、其師は法國光明佛といひて奥州の産なり云々と見ゆ、これ所謂彈誓上人にて此上人の傳を委しく風土記に見えり、參へ考ふべし

釋 隆 長

釋隆長字は圓精、俗姓は柳氏、越後の人なり、二十五にして笈を負ひて關東に遊學

隆長法網を
恢張す

平生須く眞
空に繫念す
へい

ま、後京都に至り、智積院^{眞言宗}日譽に従ひて宗義を究む、又僧正元壽に就きて、
中性一流の蘊奥を究む、慶安二年幕府の命を以て、智積院に住ま、僧正に任せらる
初め寮に在りし時、毎に嘆いて曰く、一百年來吾黨の學者上古冷鑑の古義を廢して
近世業腫の臆説を執る、天下滔々たり、悲むへけんや、と法幢を執るに及ひて法網
を恢張し、稍々根嶺の舊慣に復す、講筵論場に臨むとに義辯湧くか如し、闔席敬服
す、明暦二年秋九月微疾を示す、北野大報恩寺に移り、十月九日奄然として氣絶
す、諸子周章す、小焉ありて氣復ま、微笑して曰く日中當に去るべし、午前に浴を
設けよ、と諸子諫めて曰く、氣力將に殫さんとき、幸ふ浴を用ゐる勿れ、隆長曰
く、我今心大海の如し、復患累なし、身の疲るを覺ぬす、たとひ盤中に終るも亦好
し、と乃ち香湯に浴し了りて法衣を服す、弟子隆徹遺戒を乞ふ、隆長曰く平生須ら
く眞空に繫念すへま、と因て疑義を質するの三四、一々指諭ま、日中に至り智積院
の學侶十餘輩來りて最後は誨を請ふ、隆長顧みて手を舉げ、謝して曰く善來諸徳、
吾法權を柄ること茲に九年、近來漸く頽波を廻す、吾願足る余今逝のんどす汝等こ

れを勉めよ、と言訖りて化す、年七十一、隆長性冲和、談吐温籍、含弘物を愛す、
然れども風範嚴肅にして人をして欽伏せまむ、立志剛健晩に至るまで行業懈らま

釋 露 伯

釋露伯は蒲原郡某村の人あり、少うして長岡榮涼寺に入り、僧と爲る、刻苦修行、
夜晷を繼ぎ、往々暍を交へさるに至る、業大に進み、住寺と爲る、時寛永十三年
二月なり、露伯博學宏才、時人碩徳と稱ま、後江戸芝増上寺の住職と爲り、督蓮社
本譽路白と稱し、遂に大僧正に叙せらる

釋 利 圓

釋利圓は古志郡耳取村本明寺の住僧なり、人と爲り篤實方正、博學まえて才識あ
り、藩主牧野忠辰侯屢々召して治道を諮問す、利圓献替輔弼し、直諫して憚らす、
侯因て大に戒愼す、晩年其功を賞し、命まて其寺格を進めしむ、利圓辭まて受け
す、利圓歿して後忠辰侯れ子忠壽侯特に命して其租税を免せしむ、
本明寺の有する
所の田高十四石

大僧正

利圓藩主を
補弼し功あ
り

一斗六升 其事維新の際に至るまで廢絶せざり云ふ

釋 義 承

釋義承と美佐島村 南魚沼郡の人なり、幼にして父母を喪ひ、僧と爲る、業成て後、同郡小栗山村善龍院の住僧と爲る、性敦厚朴實、自ら奉まらること質素、餘資あれは、貧を卹之、窮を濟ひ、毫も之を蓄へま、一夕盜寺に入り、衣服什器を窃み、將に携へ去らんとす、義承之を叱す、賊狼狽物を措て逃んと欲す、義承之を留め、諄々教誨し、且金若干を與へて歸らしむ、賊大に悔悟して、遂に正し歸し、後二年を経て、寺に來て其罪を謝せり、時人皆其徳に服せり、延寶八年八月病みて歿せ、年八十二

釋 眞 顯

釋眞顯は三嶋郡白鳥村寶生寺の住僧なり、常に慈悲忍辱を以て旨と爲し、自ら奉すること儉薄、三衣一鉢、日一食、信徒物を贈れば、則ち窮民に與へ、未だ曾て之

三衣一鉢日一食

を貯へず、暇あれば則ち山林に入り、端坐靜修、懈怠せま、徳望大に顯る、遂に高野山に招かれて、學寮の師と爲る、道德益々高し、享保二年九月寂す、年七十二、其行狀一生一日の如くなり云ふ

釋 教 譽

釋教譽は高田長恩寺第十五世の住僧なり、初め旭導と稱す、後教譽と改む、性仁恕よして汎く人を愛す、天明中郡國大に饑う、死するもの日に多き、教譽資を傾けて賑濟す、儲蓄既も竭き、什器を賣て之に繼ぎ、又豪富に托鉢して、以て其費に充て救卹至らざるなり、遂に救ゆるもの千餘人、皆其徳に服せり

釋 海 雲

釋海雲祥水と號を關山村 南魚沼郡の人なり、少うきて江戸に遊ひ、某に従て禪を修め、服部南郭に就て儒を學ぶ、南郭歿して後、服部仲英に従て學ぶ、業成りて諸州を歴

教譽資を傾けて饑民を救ふ

義承盜を諭して正に歸せしむ

海雲洞庵に住す

遊し、後郷に販り、雲洞庵に住き、庵は曹洞宗四大刹の一なり、參堂せるもの常に數十人、海雲機に隨て化を施し、暇あるとき吟詠自樂めり、天保中寂き、年九十、著金城餘稿三卷、拮據集三卷あり

釋 覺 阿

覺阿は三條人、南蒲原郡裏館村乘蓮寺の住持たり、文政中地大に震ひ、庶民災に遭ひて、頗る悲慘を極む、覺阿大に之を憫み、晝夜托鉢去て之を賑卹す、救はるゝもの甚だ多し、人呼ひて活佛と稱するに至る、後兵庫に赴き某寺に住せり

釋 良 寬

良寬は出雲崎の人なり、本山本氏、榮藏と稱せ、父名は泰雄、前に良寬其長子なり、幼にして穎異、流俗の事を好まず、長して寡慾、家人の生産を事とせず、意澹如たり、年甫めて十八、尼瀬光照寺玄乘和尚の徒弟となり、弟由之をして家を繼かめ、

良寬の經歷

詩歌肺腑より出づ

自ら削髮して良寬と稱え、又大愚と號す、後備中玉嶋圓通寺の國仙和尚に從ひ、其寺に服事せる者數年、頗る浮屠氏の道を極む、既にして海内諸寺に歴參し、二十年にして乃ち還り、國上山五合庵に住す、居ること二十餘年、晚年鳥崎村木村某の別舎に移る、天保二年辛卯正月六日寂す、壽七十四、

良寬他は嗜好あり、參禪の暇、吟詠筆墨を以て遊戯と爲す、其詩歌皆肺腑より出て、自然の妙あり、嘗て人より謂て曰く、貧道嗜まざるもの三あり、詩人の詩、書家の書、庖人の饌是なり、と生平奇行多し、兒戲を嗜み、兒女數十を招集し、打毬、鬪草、捉迷藏を爲し欣々然として樂めり、或人問ふ、之に答へて曰く、吾其真にして偽なきを愛するのみ、と常に破衲を衣て、山下市村に、托鉢す、人衣服を贈り、錢財を施せば、皆辭せずして之を受く、路に凍餓者に遭へば、輒ち衣を脱し鉢を傾けて以て之に與ふ、曾て一民家に抵り食を乞ふ、會々其家物を失ふ、良寬の頭髮蝟毛の如く、越獄人に似たるを見て、以て盜となり、乃ち縛して將に土を掘て之を埋めんとす、良寬頭を低れて言ふなり、偶々良寬を識る者あり、來り愕て曰く此高僧良寬師なり

良寬將に土中に埋めんとす

床を撤し屋を毀て筭を養ふ

り、と村民即ち之を釋す、其人曰く、師盍と其宛を辨せざる、良寛曰く業已に此に至る、辨すと雖も免かれすと庵中一掃簪瓦盆を藏む、既に簪を掃り畢れば、又用ひて手足を洗ふ、筭あり床下に生し、伸ふるを得ず、乃ち床を撤し屋を毀ちて、筭を養ひ竹を成さめ、其下に吟哦せ、人其書を索むるを獲へからず、唯兒女毬戲して之を乞へり輒ち書す、故に其書を獲んと欲する者、先づ繡毬を贈て以て之を賺せり則ち獲へし、他物の如き金銀珠玉と雖も、而かも顧みざるなり、平生好んで論語を讀む、嘗て鈴木文臺に問ふに、論語中の事を以てす、文臺曰く某事ハ某氏の註に出づ、師未だ讀まざるか、良寛曰く我註を讀むを欲せず、或は却て疑を生ず、と人あり良寛に就て和歌を學はんと欲し、教を請ふ、良寛曰く須く萬葉集を讀むへ之、其人曰く萬葉集は詞古して解し難之、良寛曰く唯汝か解する所の詞を以て、汝が思ふ所の事を述べれば則ち足れり、と其草書懷素に似たり、龜田鵬齋北遊之、其書を觀て以て神品と爲し往て其居を訪ふ適其坐禪に會き、侍坐半日良寛其俗士とあらざるを知り、乃ち款晤す、後鵬齋人に語て曰、吾良寛に遇ひて草書の妙を悟れり、我書是

金を貯へて後事に備ふ

釋 智 現

より一格を長す、と良寛曾て江戸に到り鵬齋を訪ひ、門は踵て見を請ふ、會々鵬齋經を講せ、其門人良寛の敝衲破笠乞丐の如くなるを視て、謁を通せせ、叱して之を去らしむ、講畢り、鵬齋之を聞て曰く、是必ず越後の高僧良寛ならん、と門生をして之を追ひまむ、及はす、良寛易簀前數日、粟生津里正某來訪ふ、良寛曰く、往年擔を子が家に弛ふ、尙記するや否や、と某還て家よ索む、其一筐を得、之を開けば三十金を貯ふ、始て其後事を備へしを知れり、乃ち此を用ひて葬事を營めりと云ふ

釋智現は覺路津村 中蒲原郡 の人なり、父は笠井良右衛門と稱す、智現之其第四子なり、初め車場村西光寺に養はれ、後出雲崎淨立寺に養はる、幼に去て岐嶺人と戯れ、惡事を爲さるものあれば之を止め、導くに善道をしてす、年甫めて十五、高田町某寺の徒弟と爲る、後江戸に遊ひ、某に従て學ぶ、業大に進む、後西京に遊ひて、台淨二教を究め、阿州に遊ひて、禪密を修め、再び西京に入て、大に其宗義を究

智現深く釋典を究む

資性質朴狀
貌愚れ如之

ひ、是より後諸州を巡化し、國に皈て淨玄寺に住す、文政二年本山より擬講師に擢てられ、天保二年嗣講師に補せらる、四年夏法師の命を奉り、來て越後を化導す、緇素渴仰之貴賤風靡せり、上足の門侶三十餘人、勝念寺に會し、智現を聘して其講説を聽く、是より後觀學講と稱して歲々之を開けり、六年正月京都に寂ま
智現資性質朴、狀貌愚の如し、而して行事超邁非凡、思議すべからざる所あり、常に子弟を教戒し、門徒を勸化し、諄々として倦まず、而して貧窮を見れり、囊を竭して之を救ふ、故を以て其法を説くや、老若男女爭ひて、之を聽かんと欲之、寺門常に雜沓を極むと云ふ

釋 德 龍

釋德龍字は召雲、不淨室と號す、父順崇、法雨庵と號す、新潟即得寺に住し後水原無爲信寺に移る、博學強識、著書頗る多し、德龍十二歳にして父に従て江戸に遊ぶ、碩儒驚嘆して神童と爲す、長まるに及び、京都に遊ひて、専ら釋典を攻め、淵

博窮めざる所あり、業成りて國に歸り、無爲信寺に住す、文政三年擬講に轉し、六年嗣講に進む、此年退隱して香樹院と號し、京に在て専ら所化を教育す、弘化四年講師に任せられ、安政五年正月病に罹りて寂ま、年八十七

德龍人と爲り温厚篤實、自ら奉むる謹嚴、聖教を見るときは必ず直綴を着く、諸州を巡り法話を爲まや、獨り自ら席に登り、隨從れものをして席に登らしめま、性寡慾にして貨財を輕んし、人或は金を貸さんことを請ふものあれば、乃ち在るに任して之を貸ま、某年本山の命を奉りて羽州に布教す、門徒中嘗て本山へ資を貸ま、後請へども返さざる故を以て之を恨めるもれあり、敢て德龍の教を聽くことを欲せず、德龍乃ち門徒等を召し、其蓄ふる所の金貳百兩を與へて懇に之を諭せり、人々慚愧し、其情の深切なるに感せざるものなかりき、其京都に在るや、高倉學寮の所化等か操行の正しからざる風あるを慨き、自ら師表と爲りて之を率ゐ、三罪録、自他得失辨等の書を著はして之を誡め、頗る薰陶に力を致せりといふ

釋 田 輪

圓輪財を散
まて饑民を
賑恤す

屢々奥羽諸
州を巡化す

圓輪の古志郡^{香樹}福順寺の住僧なり、年十七にして父の後を承く、圓輪幼にして
温秀、専ら弘法に志せり、初め香月院に従ひ、後香樹院に従て、宗典を學ぶ、天性至
孝、二十二歳母をにして宗祖遺跡の關東に在るを巡拜せ、幕府其孝を賞し、白
銀二枚を賜ふ、大谷法主亦金若干を賜ふ、文政十一年越後地大に震ふ、福順寺亦壞
頽す、時又火隨て起り、堂庫共に焼け、母亦焼死せ、圓輪慟哭悲哀し、終に病を生
するに至る、天保元年越後大に饑う、圓輪財を散まて貧を救ひ、且堂前に竈を築
き、粥を煮て以て施す、三年領主牧野氏白銀一枚を賜ひ、且つ其行狀を擧げて之を
賞せ、六年福順寺を造る、領主牧野氏白米若干、役夫若干を賜ふ、圓輪専ら本山の
建立に従事し、敢て己の寺を顧みず、賞典凡十回に及ふと云ふ

圓輪屢々奥羽諸州を巡化す、天保の末年南部少將の請も應し、清水邸に於て講談
せ、後再其夫人某氏の請も應して諸神本懷集を講す、將に辞去らんとす、少將面
晤して曰く、今世應に再び逢ひ難かるべし、と圓輪歎歎して退く、猶奥羽に留り、
所在に巡化す、法を聽くもの常に數千人、蓋七十七歳より八十三歳に至るまで、信

徒布施する所數百金、総て之を本山に寄附せ、自ら其幾分を取て、以て法具の用に
供せりれみ、安政五年四月病みて寂き、年八十三

釋 芳 洲

芳洲名は瀨、字は長江、芳洲ハ其號、長瀨 北浦原郡の人なり、七八歳に去て能く物
を畫く、畫師授なし、新潟の畫工芳明一見、之を奇として曰く、孺子教ふへい、と
乃ち收めて之を養ふ、幾はくもなく、頭角嶄然として現れる、既長して東の方江
戸に適き、文晁如圭諸先輩に従ひ遊んで大に得る所あり、別に一家を成す、名技と
著はれ、乞ふ者日に至る、芳洲天資簡曠、世務を屑とせず、因て家を弟に譲りて
披剃し、禪を以て自ら居り、妻孥を蓄へず、齋を請ふものあれば、輒ち住て之か爲
めに經を誦す、既に訖り、齋主酒を進む、莞爾として曰く、此吾一日も無かるへか
らざる者なり、と又人と宴し、或は葷腥を進む、曰く舊相識なり、情豈に拒むへけ
んや、と其達此れ如し、芳洲平居壺觴未だ嘗て座を離れず、論者醉道人を以て之を

天資簡曠

醉道人

目す、芳洲之を聞き、喜ひて曰く、醉は則ち吾の天なり、と遂に以て自ら標を、是に於て醉道人の名一時に藉甚す、芳洲遊を好み、四方を放浪す、久ま久ま奥羽に在り、又佐渡に航す、其間殆んど數十年、歸る錫を邑の大越に挂く、其壽齡と俱に高く、乞ふもの益々至る、安政戊午五月寂す、年七十七

僧 日 界

僧日界は初め是相と號稱す、龜貝村 西浦原郡 の人なり、父は坂井富之助と稱す、里正たり、日界は其第二子なり、幼に去て僧と爲る、精敏通達、長するは及ひ、武州三澤檀林に入り、學を修むること年あり、既に去て業成る、安政中出て越中國婦負郡黒瀬谷村本法寺に住ま、寺管する所十餘寺あり、其一を本壽寺と曰ふ、同國富山町に在り、舊天狗の偶像を祀る、遠近男女群集して之に事ふ、遂に講社を創め、争ひて財資を捨て、福を祈り禍を禳ふ、寺主奇貨と爲す、日界の來て本法寺に住するや、痛く妄説の人を惑はし、我教を害あるを憂ふ、一日從容として社中の父老を諭きて

精敏通達

日界天狗の像を毀つ

曰く、我聞く天狗の妖物なり、人誰か之に神事せん、況んや萬物の靈たるもの、之に禍福せらるゝの理あらんや、淫祀の人心を蠱惑するや、細故に非ず、毀つべきなり、と頑民是非を辨せず、反て日界を領主に讒訴を命じて蟄居せしむること數月、日界自ら奮て曰く、之を往事に徴するに、在昔何謙社を毀ち、陸奥廟を燒き、西門豹妖巫を水に投し、錢元懿揚媼を市に斬る、皆淫祀を絶て、衆庶の惑を解く所以なり、天狗苟も靈わらは能く禍崇を作さん、凡そ殃咎わらひ、宜しく吾身に加ふべし、と奮然偶像を毀つ、觀者恐怖を、而して日界恙なきなり、後日界を去て本山越後本成寺の住職たぐいめんと欲するの議あり、群議協はすして止む、是に於て日界竊かに以爲らく、北海道の境域曠漠、洋船輻輳して、互市月に盛んに、國民の移住する者、年一年より多し、隆昌期すへま、今吾渡航して、當に我教を彼地に敷くべし、區々細事に拘泥するは、世尊の意にあらざるなり、と乃ち一衣一笈、決然と去て寺を辞去、將に彼に航せんとま、途新潟に至り、適々戊辰の變に遇ふ、兵甲戎馬、絡繹織るか如く、道路梗塞す、因て錫を此地に駐め、一寺を創建す、藥王寺と曰ふ

藥王寺

、未だ幾はくならまして病みて歿せ、實に明治四年十月四日なり

僧 專 翁

專翁は岩船郡上海府の人あり、父の久兵衛と稱し、航運を業とせり、專翁少より父に従て諸方に遊ぶ、年三十餘に於て偶々感ずる所ありて、佛を信す、遂に父に請うて山城宇治に至り、興正寺に入て僧と爲る、刻苦すること多年、業成りて後國に皈りて化を施く、會々村上常福寺の住僧缺く、專翁招かれて入て事を管す、遂に住職と爲る、常々勤行して懈らず、嘗て手つから大般若經を寫さんと欲し、一小舎を築き、名つけて般若林と曰ふ、室に入り端坐して筆を執り、一字を寫す毎に三拜し、未だ嘗て懈らま、此の如きを數年、遂に其業を成せり、初め所願を成就せんと欲し、觀音經を寫して、之を三十三觀音堂に分納す、業を卒へて後其用ゐる所の筆を埋めて塚を立てたり、平生行ふ所此の如き、衆其徳に服せり

釋 聲 譽

釋聲譽の岩野村 中頸城郡の人なり、父の籠島要右衛門と稱し、徳行を以て閭里に聞ゆ、聲譽幼にして刈羽郡大久保村極樂寺に入り、廣邊に従ひて僧と爲り、廣旭と稱す、十七歳武州岩槻淨國寺に遊ひ、大舜 大舜は廣邊の友 に従て英舜と改む、居ること四年、又京都に遊ぶ、五年にして業成る、國に販りて廣邊の後を嗣き、名を聲譽と改む

四十餘年勤行一日の如

む時に天保六年なり、是より力を弘法に竭き、常に用を節し、費を省きて以て貧窮を郵み、衆を導くに慈悲を以てせり、在職四十餘年、勤行端正一日の如し、老いて徳行益々顯ゆる、縣令之を賞え、賜ふに金若干を以てす、此日寂す、實に明治十三年九月なり、年七十二、聲譽畫を善くき、諸佛の像を繪きて、信徒に與るもの四千葉

釋 義 導

釋義導は井土卷村 南蒲原郡 の人なり、歸牛と號し、又不思議菴と號す、幼より穎悟、十八歳長生院智現門に入る、業成りて後西蒲原郡平澤村景清寺に住す、年卅四、

攘夷遲速論

居ること凡二十年、擢てられて本山擬講と爲る、六十一歳岐阜願性坊に住す、翌年嗣講に遷る、是の時に當り、尊攘の説盛んに行はれ、内外多難、物論鼎沸を、義導攘夷遲速論を著して以て幕府に献す、議論痛切、府朝を聳動す、六十五歳再び近江唐川長照寺に轉住す、七十四歳越後に布教す、一日車より墜ち、髀臼を脱す、後遂に歩む能はず、然れども法を弘め生を利することは、未だ嘗て少くも衰へず、七十歳、大講義に補せらる、翌年病を以て寂す、明治十四年一月なり、年七十八、著す所科註不増不减經一卷、念佛唱題勝劣辨一卷、法華畧頌二卷、東遊雜記二卷、觀鯨篇一卷、天恩奉戴錄一卷、北越奇蹟詠草一卷あり、皆世に行はる、講する所の經論釋通計一千百餘部、化境二十五州に跨る、門籍に上る者數百人

釋 環 洞

環洞名は法梁、字は澄源、環洞は其號、又香雨と號す、上曲通村西蒲原郡の人あり、父名の伯道、世々梵行寺の住僧たり、環洞幼にして偉才あり、書を讀むことを好

環洞少うて諸方に遊ぶ

み、竺典を講究し、兼て儒術を攻む、初め業を小澤精菴に受け、後江戸に遊び、龜田綾瀬の門に入り、専ら經藝を研鑽す、居る四年にして去り、遂に鎮西に遊び、帆足萬里に従て學ぶ、時に窮すること甚し、賃書して僅かに給し、志少くも撓まじ、業を講すること益々勤む、既にして歸る、伯兄道玄病を以て老を告げ、而して環洞父の意を以て代て住持と爲る、然れども其志にあらざるなり、乃ち道玄の男法潤を立て、嗣と爲す、自ら白根に卜居し、徒を聚めて教授す、業を受くるも益々多し、初め伯道の老する、別院を構へて以て居る、是に至り衰老起居に艱むを以て、環洞を召して侍養せしむ、環洞天資謹厚、人倫に篤く、廉潔自ら守り、恭遜人に接す、終日温々、毫も惰容なし、而して父母昆弟の際に於て殊に至性あり、奉養撫恤、備さに愛敬を盡せり、慶應元年溝口侯書を下して褒揚し、金若干を賜ふ、而して佛光寺法主亦寶樹閣といふ號を賜ひ、以て之を褒す、尋て命して末寺の徒侶を教授せしむ、然るに晩年善病、遂に明治五年八月を以て、易簀す、年五十四

溝口侯及佛光寺法主環洞の德行を褒揚す

環洞内外を兼ね

以て書帙を購ふ、手つから抄寫する所亦數籠に滿つ、然れども志謙退を尙ひ、聞達を求めま、實踐躬行を以て務と爲し、絶えて輕浮矯飾の態なり、人其德に服せざるものなし

徳光屋覺左衛門

覺左衛門は村上の人なり、家世々商を業とす、覺左衛門擧けられて大年寄と爲る、恪勤にして尤も力を拓殖と致す、村上の西、海に瀕するの地に、沙丘あり、秋冬の交、烈風砂を颺け、田園を害すること甚たま、延寶二年五月、田園害を被むること十三町、覺左衛門大よ之を憂へ、其害を防かんを欲し、書を藩主榊原侯に上り、七湊村薬師山の稚松五千株を移植せんことを請ふ、聽さる、實に貞享元年なり、後數年、移植の法を定め、毎年松三百株を栽り、十餘年に至て稍々繁茂す、寶永中に至り、又風害を被ること甚たり、是に於て更に千八百本を移植し、且つ近傍年寄をして之を監守せまひ、後人其遺法に従て益々之を栽培せ、遂に鬱然林を爲ま、田園復

覺左衛門松を植えて暴風の害を防ぐ

又大に茶樹を栽培す

害を被らず、覺左衛門又大に茶樹を栽培して、市民に勸奨せ、是より製茶の業漸く興ると云ふ

市島 六之丞

市島氏の系統

市島六之丞は北蒲原郡市島氏の族なり、其祖父某藩主溝口侯の加賀より、封を新發田に移さるゝに及び、隨ひ徙て居を封内五十公野と占む、某二子あり、長子は彌總右衛門と稱ま、次子は次兵衛と稱す、某歿するに及び彌總右衛門其家を繼ぎ、次兵衛をして別家を爲さしむ、次兵衛初め宗家より受くる所甚た薄く、頗る貧を極む、然れども夙夜力稱怠らま、數年よして生産宗家と等しきに至れり、次兵衛四男あり、昆ハ又兵衛と曰ひ、仲は甚七と曰ひ、叔ハ八郎兵衛と曰ふ、季ハ即ち六之丞なり、六之丞孝弟よまて、能く農事を了し、且つ節儉にして施を好む、父之を愛重ま、特に顯異を加へ、以て嗣と爲さんと欲ま、昆ハ又兵衛最先つ六之丞の賢を推ま、避讓して水原に居る、而まて仲甚七は新發田に處り、叔八郎兵衛は東街に居り、遂

兄弟退讓

よ六之丞をして嗣かゝむ、是に於て次兵衛多年蓄へたる所は貨財を舉げて昆仲叔の三人に分つ、而して六之丞は第だ舊田宅を受けたるのみ、次兵衛寛永五年正月を以て歿し、六之丞其跡を繼ぐ、六之丞乃ち子姪に謂て曰く、吾季子を以て苟も宗祀を奉ま、豈吾素願ならんや、己むを得されぬなり、吾竊かに自ら以爲らく、命を奉り遺教を守らぬ、幸に罪なからん、と是の故に夙夜力耕して以て先を奉せり、衣食亦已に足れり、亦何をか望まん、と其後二十年にして西河連りに決ま、田土荒廢し、禾種なきこと三歳、飢饉往々よいて餓死あり、其民毎に訴ふ、有司之を憂へて出ず所を知らず、廼ち五十公野の民の蓄藏あるものをして、價を約束して以て穀を出さしむ、西河の民就て之を糶す、六之丞其選に在らず、然れども六之丞穀を糶すれば、則ち必ま其價を殺く、其後三年にして五十公野饑う、六之丞即ち芝田の仲兄に謁し、其糜米二百苞を乞ひ、以て窮民に貸し、輒ち歳の熟するを期ま、而ちて歳復歉せるを以て窮民償ふ能はず、六之丞乃ち窮民を集め、之に謂て曰く、吾公等よ約束る所の者、有年を期まるのみ、而ちて歳復歉ま、明年の熟を度るも、公等奈何と

六之丞舊券を焼きて窮民を恤む

兩歳の虚耗を補ひ、以て相償ふよきを得んや、吾肯て督責せず、と因て其券契を焼く、窮民皆驚異感服す、然り而ちて芝田に適き、仲兄に謝するに故を以てす、仲兄己を賣り以て名を求めたるものと爲し、悲て許さま、六之丞即ち還て、衣被器械を萃めて以て、之を子錢家に附ま、其價を獲て以て仲兄に償ふ、既にして妻子と共に單褐完からず、然れども六之丞聲容循々故の如し、是に由て郷黨益々其長者たるを知る、享保十九年正月病きて歿す、年五十五、其長子長左衛門嗣く、初め六之丞疾未だ重からざるの時、長左衛門に謂て曰く、吾苟くも諸兄退讓の徳を荷へるの故を以て、生平憚々として先子の緒餘を荒墜せんよきを恐れ、乃ち今幸に祖宗の靈に藉て、舊田宅を全うし、以て首領を保つを得たり、嘗て稼穡の贏を以て、山崎五家の田を増益せり、然れども吾甚だ其舊主を感む、夫れ人生足るを知るに在るのみ、亦贏餘を子孫に貽さぬ、徒に之をして怠らまむるに過さず、吾今女に厲するに舊田宅を以てす、と即ち山崎五家者を召し、竟る其田券を探り、以て之に却予す、五家の者大に喜びて踊躍す、六之丞欣然左右を顧みて曰く、愉快なるかな、吾今日先非

六之丞半得たる所の土田を舊主よ興ふ

を免るを得たり、又奚をか言はん、と遂に起さず、六之丞居常人と語るや、言ふ能
いさるものも若し、公事に非されば未だ嘗て農畝を離れず、人の疾苦を見る、己れ
之を身に切にせるか如き、而して務めて人れ善を揚げて人の過を掩へり、是を以て
人皆其徳を服せり

伊藤仙助

仙助五泉平
の織法を改
良す

伊藤仙助は五泉の人あり、世々商を業とす、仙助夙に五泉平の織法を改めんと欲せ
るに志あり、寶曆中會々京都の織工佐川田徳右衛門といふ者五泉に來て其事を圖
る、仙助之に資を與へて其業を助久、是に於て先づ葛織を改む、徳右衛門功成らま
えて死す、仙助其業を繼ぐ、奥羽地方に遊ひ、其織法を究めて郷に歸り、大に袴地
の織法を改む、天明中に至り、初めて之を三都に販賣せり、其子仙助亦父の業を繼
ぎ、益々之を擴張せ、遂に五泉平の名天下に顯はる

下鳥富次郎

富次郎溝渠
疏鑿の事を
企つ

下鳥富次郎は頸城郡川浦村の人なり、家世々里正たり、富次郎人として爲り直實にして
材幹あり、少うして父祖の職を繼ぎ、尤も意を民事に留む、川浦村幕府に屬す、近
郷州餘村土地水利に乏しき故を以て、稻禾熟せま、農民歳に窮困し、戸口漸く減
損す、富次郎意謂らく、比年凶歉なり、今にして救治の策を書せされは、則ち土地
益々荒蕪し、遂に保つ能はざるに至るや必せり、上部諸邑關川の流を引て、灌漑餘
あり、今溝渠を鑿て、其水を我地方に引か、則ち以て此禍害を濟ふに足らむ、と
乃ち諸村の民と相謀り、自ら首と爲て起工の法を書し、所司に請ふ、上部諸邑の
人、其事の己が地方に害あらんことを恐れ、書を所司に呈して、富次郎等れ請を却
けんことを乞ふ、實は安永元年某月なり、勘定奉行安藤彈正少弼之を理し、決せ
す、七年桑原伊豫守代て之を斷し、富次郎等の請を允せ、試堀すへきを命す、是に
於て富次郎自ら其事を管して、工を起す、數年ならずして成る、是より卅餘村水利
初めて通し、田土漸く潤ふ、而して上部諸邑に害あるを見ま、諸村の人復争はざる
なり、費を所凡そ四千金、富次郎意謂らく今之を郷民に課せむに恐くは負擔に堪へ

百難を排し
て其功を成
す

幕府富次郎の功を賞す

さらん、と乃ち自ら資を貸して之を辨し、郷民をして隨意子錢を付せしめて之を返却せしめ而して川浦村の貧民にの之を課せしめて皆自ら之を辨せり、後數年戸口漸く復し、人烟漸く盛んなり、富次郎業を企て去より、前後凡そ十數年、日夜奔走去て、専ら力を其事に竭し、遂に其志を成せり、幕府其功を賞し、刀を佩ひ姓を稱ふるを允し、且賜ふ銀若干を以てせり、實に天明二年六月なり

間霜 治郎兵衛

治郎兵衛力を竭きて人畜の水に溺るるものを救ふ

間霜治郎兵衛の長岡の商估なり、人と爲り篤實温厚、節儉よして慈惠を好めり、安永四年八月信濃川洪水あり、三俵野村及左近村等要區の堤防破壊して、餘流長岡城下を浸し、人畜水に溺るるもの多し、而して之を援はんと欲するものなり、治郎兵衛之を憫み、將に之を救はんと欲せ、會々草生津藏王等の河岸に大船あり、治郎兵衛其載する所の貨物を購て之を投棄し、其舟に乗て諸方を廻り、以て人畜を援て家よ送り、且之よ給するよ數日の食を以てせり、爲めに救はるるもの凡五百人、後天

資を散りて饑民を濟ふ

明中又洪水あり、寛政中饑饉あり、毎に資を散りて窮民を賑濟せり、故を以て大に家産を損せり、然れども以て意を爲さず、時人之を稱せざるものあり、藩主其行を賞し賜ふに章服を以てせ、幕府亦之を褒え、賜ふに白銀若干を以てせり

木村 惣九郎

佚宕灑落

木村惣九郎は寛政年間の人、三嶋郡寶地村の里正なり、人と爲り佚宕灑落にきて、世に容れらるることを求めず、博く和漢の書に通じ、常に心を民事に致せり、施政正しからざるものは、當路の吏を諫め、直言憚る所なま、民の窮困して告ぐるなきものあれば、自ら資を抛て之を救へり、著す所塵の浮世、粒々辛苦、地獄征伐等の書あり、蓋し古れ事を以て、當世の事を論せるものなり、又寺社口説、役人口説、遠慮口説、年寄口説等の俚歌あり、蓋し己の身の懺悔に擬し、言を滑稽に託して、風刺を寓せるものなり、亦以て其人と爲りを知るに足る

言を滑稽に寓して世を風刺す

鈴木 惣之丞

惣之丞沮湖の地を拓て肥沃の田と爲す

鈴木惣之丞は天明文化間の人なり、古志郡加津保澤村に里正たり、居常勤儉にて、尤も力を耕耕に致せり、村地勢低窪にして沮洳多し、惣之丞大工を起して水を排去變して肥沃の地と爲す、藩主其功を賞え、俸三人口を賜ふ、又杉三千、松八百を己が領する所の山に植へ、以て藩主に獻せり、其他世を濟へる事故擧するに違わらず、擢てられて割元役と爲り、北組四十八村を監督す、精勤職を奉り、多年一日の如し、是に於て藩主又其家格を進め、章服を賜へて、以て其功を旌表せり

佐藤 佐平治

佐平次の行状

佐藤佐平次は三嶋郡片貝村の人なり、家世々醸酒を業とし、粟守酒を以て名あり、父温厚篤實、節儉に孝て施を好めり、佐平次資性甚た父に肖、尤も神佛を崇信し、祖先を敬え、親舊も厚し、平生蚤く起き、先づ家崇祀せる所の神佛を拜し、次て祖先れ墓に詣り、寺に至て法話を聴き、近親の家を訪て、其祀る所の神佛を拜し、而して、後家に飯りて朝食を喫せ、八十餘歳に至るまで、未だ嘗て一日を怠らざり、節

佐平治大に窮民を賑濟す

儉を尚ひ、衣服飲食より居室器皿に至るまで、凡そ其自ら奉する所以のもの泊如たり、常に慈惠を好み、窮困するものあれば、親疎を問はず、之を救恤え、毫も其財を吝まざり、一倉庫を建て、歳に米粃稗干大根等を貯ふ、名つけて救窮藏と曰ふ、預め凶歳に備ふるものなり、又小千谷長岡等の質店を托きて古服を購ひ、或は夏日自ら反古を以て紙衣を製し、冬日に至り以て凍餓者に施與す、天明三年郡國大に饑う、佐平次雜飯を造り、以て諸村の貧民に賑恤す、日に食を乞ふもの幾百人あるを知らず、菜、大根、干葉等用の盡きて、昆布、海帶等を新潟及其他海邊より求めて之を用ゐるに至れり、又魚沼郡秋山人郷の人民饑饉に苦み、頗る悲惨を極むと聞き、米粟數十石及昆布數十駄を送り、以て之を救へり、一郷因て死を免る、四年十月幕府代官羽倉某其功を賞し、賜ふ金若干を以てす、五年五月幕府賜ふ白銀拾枚を以て去、且刀を佩ひ姓を稱ふることを允せり、佐平次又心を教育に致し、私塾を開き、儒者某を聘きて、子弟を教へしむ、遠近より來て學ぶもの多し、平居暇あれば、則ち爐邊に坐し、忍字を書して其傍に訓言を記し、以て自ら戒め、又之を人に與へ、

説くに道を以てせり、閩村其書を藏めざるもれなま、人呼て忍字翁と稱せり、晩年隠居し、自ら三省と稱し、又自若居士と號せり、文化六年三月病みて歿す、年八十七

坂井庄左衛門

坂井庄左衛門名と元敷、庄左衛門は其通稱、龜貝村西蒲原郡人なり、父の忠兵衛と稱せ、其先坂井善内溝口侯に従ひて、賀州大聖寺より新發田に徙り、祿二百五十石を食ひ、子孫大面町の郷長たり、後月岡村に移る、忠兵衛に至り世々里正たり、庄左衛門大略あり、常に邑の水害を苦むを病へ、之を濟ふ所以を籌る、蓋蒲原の郡たる、東南山を負ひ、西北の原野、信濃川郡を貫きて海に入る、二支流あり、其地藏堂より来るものを西川と曰へ、八王寺よりするものを中口川と曰ふ、二川相距るること三四里、中間村落は南笈嶋に至り、北の小新村に至る二百餘村、地勢卑濕、鎧瀉田瀉大瀉三沼あり、地川底より低く、四流薈集せ、雪消え雨霖する毎に、渺とて湖れ如く、水田實は腐壞す、豊年菜色あり、而して救濟方なく、上下手を束ぬるのみ、庄左衛門地勢を測量し、意謂らく金藏坂を開鑿して溝を三瀉に通せ、西川横絶の處、暗閘を設けて以て蓄水を疏すれり、此害除くへきなり、と藩王内藤侯に狀陳す、侯之を然りとせ、更は長岡藩に謀る、藩新瀉港を領せ、此溝一たひ開かば水道他に移り、新瀉港遂は廢せんことを慮り、異論を發して之を阻む、庄左衛門痛恨去、遂に狀を草して閣老松平越州、司農久世丹州に越訴せ、越訴とは順次を経ず去て陳請せるを謂ふなり、村上藩私に其臣池田三兵衛中居純太夫を遣はして之を輔けしむ、長岡藩固く其不可を持す、幕府諭して曰く、列侯の議千百賤民の在くる所にあらざるなり、と此を寛政二年と爲す、庄左衛門其志を變せず、上請すること數次、幕吏案視す、庄左衛門其言の行はれざるを憤り、私に權家に縁て、長岡藩の轉封を謀るに至る、已にして各邑頻年水は損せられ、民戸散亡す、長岡藩亦悔悟する所あり、庄左衛門大に悦ひて曰く、時至れり、と乃ち長岡領の里正伊藤中野等十六人村上領里正新保長沼等四人連署去て二藩に工を興さんことを請ふ、是に於て二藩愈々溝を疏せるの万世の利たるを知り、協議して幕府に上請す、事始めて緒に就き、

庄左衛門金藏坂を開鑿して水害を除かんことを狀陳す

のみに、庄左衛門地勢を測量し、意謂らく金藏坂を開鑿して溝を三瀉に通せ、西川横絶の處、暗閘を設けて以て蓄水を疏すれり、此害除くへきなり、と藩王内藤侯に狀陳す、侯之を然りとせ、更は長岡藩に謀る、藩新瀉港を領せ、此溝一たひ開かば水道他に移り、新瀉港遂は廢せんことを慮り、異論を發して之を阻む、庄左衛門痛恨去、遂に狀を草して閣老松平越州、司農久世丹州に越訴せ、越訴とは順次を経ず去て陳請せるを謂ふなり、村上藩私に其臣池田三兵衛中居純太夫を遣はして之を輔けしむ、長岡藩固く其不可を持す、幕府諭して曰く、列侯の議千百賤民の在くる所にあらざるなり、と此を寛政二年と爲す、庄左衛門其志を變せず、上請すること數次、幕吏案視す、庄左衛門其言の行はれざるを憤り、私に權家に縁て、長岡藩の轉封を謀るに至る、已にして各邑頻年水は損せられ、民戸散亡す、長岡藩亦悔悟する所あり、庄左衛門大に悦ひて曰く、時至れり、と乃ち長岡領の里正伊藤中野等十六人村上領里正新保長沼等四人連署去て二藩に工を興さんことを請ふ、是に於て二藩愈々溝を疏せるの万世の利たるを知り、協議して幕府に上請す、事始めて緒に就き、

奔走廿餘年

富之助父庄左衛門の遺意を繼て土工を擔當す

上成りて歳豊饒を告ぐ

不幸にして病みて歿せ、年五十有二、此を文化二年十二月と爲す、庄左衛門天明より此に至るまで二十餘年間、東奔西馳、一切の經費人の力を仰かす、家産蕩然たり、是に至り姻戚議して家屋を賣り、樹木を伐て負債を償ふ、藩之を聞て扶助米を賜ひ、且子富之助に命きて郷總代と爲らしむ、富之助家を繼て庄左衛門と稱し、遺意を繼て専ら土工を擔當し、金藏坂の沙山を鑿つ、新溝長一里四町、西川横絶の處、暗開二門を設け、溝水を通して海に注かむ、一に庄左衛門の籌る所の如し、三年に亘て全功を奏せ、費額巨萬、皆二藩に出つ、此工一たひ成り、五十二村の二藩に屬する者、歳に五千二百石を増す、三瀉開て水田となり、村を増せこと十有七、租入三千石、上流諸村因て水害を免る、歳豊饒を告げ、公私收獲幾萬石を加へたるを知らせ、此れ二藩の巨萬を投して大工を興したるに由ると雖も、二藩をして此工を興さしめたるものは、實に庄左衛門の百折撓まずして力を此に盡せるに由るなり、二藩其功拔偉なりとて、姓を稱へ刀を佩ふるを許し、更に田十石を賜ふ、世々開門は工事を掌り、傳へて曾孫邦衛に至る、明治二年納土の令下る、乃ち其田を奉還す、縣庄左衛門の舊功を賞し、米十五石を賜ふ、邑民其澤を追志し、將に二藩侯の祠を建て、庄左衛門を配祀せんとして、上請す、議拾て果さず、十一年聖駕北巡、輦を駐めて、工事の遺跡を觀る、縣時事を狀奏し、暗開を影寫し、以て庄左衛門の名を宸聽に達せりと云ふ

塚田 五郎左衛門

塚田五郎左衛門は高田町の人なり、世々商を業とし、資産あり、五郎左衛門少らうて力を農事に致せり、文化中關川矢代川の末流に堰して、木島村柳井田地方に水を引き、以て灌漑に便し、又熊川の餘流を引き、稻荷中江を流通し、以て數百町の田を開墾し、諸村落をして旱損の患を免れしめたり、其功甚た大きかり、後人之を徳とし、祠を建て、其靈を祀り、毎歲春秋之を祭るといふ

藤野 條 助

五郎左衛門稻荷中江を疏通す

條助犀ヶ濱
の沙丘に松
樹を植う

藤野條助の尾神村^{中頸城郡}人なり、世々里正たり、條助人と爲り剛毅英邁、専ら力を拓殖に用う、文化中草蕪を開墾し、水利を疏通し、大に公益を謀る、犀ヶ濱七里沙丘連亘、秋冬の交、暴風之を捲き、田圃を害すること尠からず、條助之を憂へ、松を植えて其害を防かんと欲し、尤も力を致せ、土民之を惡み、遂に之を殺さんと欲するに至る、條助固く其志を守りて、毫も屈撓せず、遂に功を全うす、後人之を徳とせざるものなり

關 矢 孫 三 郎

關矢孫三郎は廣瀨郷並柳新田^{北魚沼郡}の人、家世々里正たり、孫三郎父祖の職を襲き、後郷内五十一村の割元役と爲る、^{此地糸魚川松平侯に屬す}性温厚篤實、汎く衆を愛ふ、尤も力を公共の事と用う、里閭橋梁腐朽して、往々人馬を傷く、孫三郎之を憂へ、石橋を架して其害を除かんと欲し、自ら高遠地方より、石工を雇ひ、郷内小平尾の村民に其業を習はしめ、其山中より石材を鑿り出さむ、時に寛政十年あり、爾來廿四年

孫三郎自ら
費を投して
諸處に石梁
を架す

自ら資を投して、石橋を架すること九十三所、工成り衆大に之を便とせ、又神社佛閣を修理し、或は其廢頽せるものを興せしこと、其數を知らず、文政五年正月病みて歿す、年七十六

岩 佐 彦 右 衛 門

岩佐彦右衛門名の清貞、美守村^{中頸城郡}の人なり、美守の村常に水不足に苦む、毎歲夏日、數日雨ふらざれば、稻田乾涸す、彦右衛門之を憂へ、里正長尾藤右衛門戸頭牧野久三郎岩澤市右衛門と議し、渠を開て水を導き、姫河原村より美守を経て、高柳村に達し、以て灌漑に便ならしめんとす、傍近之を便とせず、論難蜂起せ、彦右衛門毅然として撓まず、三人に謂て曰く今水を導くもの、私の爲めにするに非ず、乃ち國の爲めとせらるなり、且此渠一たび開ければ百世の利なり、公等努力せよ、と三人大に悟り、力を戮せて事に従ふ、事遂に成る、渠を號して行道と曰ふ、時に文政十一年六月なり、是より閩村水饒かよいて、百穀豊登す、時わけて早すと

彦右衛門萬
難を排て行
道渠を開く

行道大神

雖も、村民夷然として以て憂と爲さず、後人之を徳とし、晉議りて其靈を祀り、崇て行道大神と曰ひ、功を紀し石に刻して、之を其祀傍に建てたりき

石田源右衛門

源右衛門金千両を散して窮民を賑す

石田源右衛門の保倉谷顯聖寺村 中頸城郡 の人なり、世々富豪を以て聞ゆ、源右衛門性慈仁よして、汎く人を愛す、貧を卹み窮を救ふこと一にして足らず、文政中三條地大に震ひ、人畜死傷し、頗る悲惨を極む、源右衛門之を聞き、金壹千両を出して窮民を賑恤す、時人因て慈善源右衛門と稱し、兒童走卒も其徳を慕はざるものなり、源右衛門又力を公共の事に致し、道路を通し、橋梁を架し、衆庶の便を謀りしこと尠からず、官其行を賞し、姓を稱へ刀を帯ふるとを允し、賜ふに郷士格を以てせり

日光寺翁

日光寺翁は通稱彦右衛門、日光寺村 西頸城郡 の農なり、人となり、敦厚樸實、克く艱

勤儉以て大よ公益を開く

苦に耐へ、人を救ひ世を利するを好む、勤儉己を持し、常に敝衣を着、粗食を食ひ、餘費われは之を貯へて、敢て浪りに費さず、父祖より受くる所の田高僅かに二石に過ぎず、而して餘力を以て新に橋梁を架すること四百五十五、新道を開き、嶮惡の路を修むること百二十七、堂宇を建築すること十、棄兒を養育すること十六人、以上領主松平侯の 記録に載す 其他病めるものを救ひ、貧しき者を恤めること其數を知らず、藩主屢々其功を賞す、時人呼ひて日光寺翁と稱す、天保中病て歿す、其遺蹟今尙存すと云ふ

日光寺翁

大倉卯一郎

大倉卯一郎は新發田の人なり、名は道貞、卯一郎は其通稱、後父の名を襲きて、定七と稱す、其先は京畿の人、來て蓮海に寓す、祖父の時、田産を少子に分ちて、本邑に居らしむ、即ち卯一郎の父なり、後、兄の家の零落せるを視て、其田を返す、曰く吾賈以て活を計るべきなり、と性施を喜み、而して貧以て逞うするなり、二子

あり、長の即ち卯一郎、次は喜八、江戸に住す、卯一郎是に於て慨然必らず富を成し、以て父の志を違うせんと誓ひ、日夜勤勵を、而して父逝けり、負券萬金、乃ち益々感奮す、邑は北地の一都會にして、大買多し、物價の高下ある毎に、人々聚議す、卯一郎笑て曰く、我寧ろ身を以てするも口を以てせき、と輒ち親ら其所に趣き、虚實を驗して、取るべきは取り、與ふべきは與へ、未だ嘗て遲疑せず、而して彼我兩つなから利することを要とせり、曰く己を知て人を知らざるものは愚なり、と遂に鉅萬を累ぬるに至る、藩主謁を許せり、然れども自ら奉する儉素、僮僕多しと雖も、猶薪水を躬らし、歿するに至るまで改めず、他の嗜好なし、野史を好み、子弟をして讀ましめて之を聴く、興亡の由を辨して曰く、古の英雄皆信義に敦し、信義骨肉に始まる、と其弟窮して且つ子なし、少子をして嗣かめ、其産を助殖せしむ、文化中越後大に饑ゑ、餓死する者多し、卯一郎陰に之を賑救せ、私かに其子に謂て曰く、今よして父の志を成せを得たるのみ、恨むらくは之をして目せしめざるを、と因て泣く、天保庚寅は歲臘月病みて歿す、年六十九

卯一郎買を以て家を興せ

卯一郎饑民を賑救して父の志を成す

田 中 伊 八

田中伊八の矢鳥村西蒲原郡の人なり、墨池軒と號す、釀酒を以て業と爲せ、人となり磊落にして書を能くし、常に慈惠を以て事と爲す、其村鎧湯と近し、毎歲水害を蒙るもの百有餘村、伊八之を患へ、有司に之か防を爲し、且開墾して以て田と爲さんことを請ふ、許されず、既よして自ら數頃の地を購ひ、開墾緒と就き、未だ果さずして歿せり、時に天保九年正月十七日なり、年四十八

伊八性酒を嗜み、一日二升を傾く、人呼ひて酒顛と曰ふ、天保八年東北地並に飢ゑ、途に餓死あり、伊八悉く衣帶家具を典して以て急を救へり、乃ち官吏に言て曰く、吾財限あり、願くは官以て之を郵め、余之を坐視するに忍びず、と吏大に感し以て賑貸を行へりと云ふ、嘗て同村田中某と事ありて官に訴ふ、坐廳後の堂にあり、堂に扁額あり、曰く人の短を道ふこと母れ、人の長を忌むこと母れ、人に施すも慎みて念ふ勿れ、施を受くれは慎みて忘るゝ勿れ、世譽慕ふに足らず、と伊八慨然と

衣帶家具を典して窮民を濟ふ

真君子

て曰く、余等の小人なり、以て曲直を争ふへからず、と訟へすして退けり、官吏謂て曰く、嗚呼伊八の如きものは真君子なりと

木村善四郎

木村善四郎名の亮張、珍亮又榎堂と號す、平林岩船郡の人なり、少うして僧某に従て業を受く、長するに及び父祖の職を襲て里正と爲る、人と爲り方正篤實よしして、最も躬行を重んず、其村民に接する、温和親切、導くに徳を以てし、悦服せざるものなり、文化五年、米價暴かに騰り、細民大に苦む、時よ荒河以西の窮民長政野に嘯集す、河東の窮民亦之に應せんんと欲し、渡頭に集る、善四郎之を聞き、急よ赴きて渡を絶ち、窮民を諭して、退散せしむ、既にして事定る、幕府其功を賞し、姓氏を稱へ刀を佩ふるを許す、是より益々郷黨に重んせらる、善四郎文辞を好み、和歌を善くし、又俳句を能くす、亭を屋後の丘上に構へ、扁して容膝窟と曰ひ、燕息の處と爲し、以て自ら樂めり、作る所の書あり、名けて榎堂夜話と曰ふ、其言の所

善四郎能く
暴民を治む

行ふ所に反かす、然れども、之を人よ示すを欲せず、且の嚴に家人を戒めて、之を秘せしむ、蓋し之を世に公にするを憚れるあり、水原代官所の吏よ長者園と號するものあり、其言行に感し、爲めよ其行狀を記して之に贈る、善四郎の弟某之を世に示さんと欲し、窃に其記并榎堂夜話を携へて、江戸に上り、鹽谷岩陰に序を乞ひて之を梓に上ほす、家に歸りて之を善四郎に示す、善四郎之を見て、叱責して曰く、余作る所の書唯吾子孫の戒と爲さんと欲するに在るのみ、文辞拙劣、之を世に公にするあらは、徒に識者の笑を招かんのみ、汝宜しく其書を收めて之を燒棄すべし、と某畏服して其命に従ふ、善四郎嘗て箴言十則を作りて家訓と爲す、勤儉を主とす、其文辞を記する、常に故紙を用う、曰く白紙を用ゐる、益なきのみ、と衣服飲食亦此に類す、而して夙に起き夜に寐ぬ、専ら力を農事に致す、是を以て家道大に興り、資産陪々富む、年老いて言行益堅し、某年病みて歿す、年七十八

家訓十則

鈴木水哉

鈴木水哉名は敬、字は伯輿、水哉の其號、佐渡夷港の著姓たり、家資巨萬、富一國に冠たり、水哉性質實、浮華を喜まず、衣服飲食凡そ自ら奉ずる所以のもの泊如たり、燕居齒を襲ねず、褻衣帛を着けず、其平生の操行大抵此に類せり、夙又擢てられて里長と爲る、人皆矜式する所あり、文政中奉行泉本某新に學校を建つ、水哉之を聞き大に喜ひて曰く、此國家の盛事、吏民の大幸なり、と乃ち金若干を献し、以て其費を助く、天保中關國凶飢、水哉慨然として曰く、吾の儉を務むる所以のものは、此を以ての故なり、と是に於て廩を發し以て郷黨の急を救ひ、粥を作り以て道路の餓者を待つ、一時窮氓頼て以て全きを得たる者數百人、奉行若林某之を聞き、其行義素あるを嘉み、特に白銀十枚を賜うて、以て之を褒す、安政乙卯八月病を以て歿す、年五十一

國井伴之丞

國井伴之丞の岩船郡羽ヶ板の人あり、名の必達、字は達夫、羽村と號す、人として爲り敦厚誠實、親に事へ克く其歡を奉ず、己を持する恭謙、尤も禮節を重んじ、居常紋服を衣、短袴を穿ち、未だ嘗て惰容あらず、遠きに行くに必ず徒歩し、未だ曾て輿馬に乗らず、曰く輿馬の紳士の用ゐる所、余輩草莽の徒何ぞ之を用ゐるを得ん、と人に接する温和、竭すに信誼を以てし、婢僕を使ふこと寛恕にして、浪りに之を役せず、而して屢々貧を恤み窮を濟ひ、毫も其財を吝まず、人往々古書畫を携へ來るものあり、其人貧窮なれば、其品の眞贋を問はず、必ず之を購ひ以て之を救へり、人其徳も服せざるものあり、尤も理財に長ず、勤儉貯蓄すること數十年、遂に巨富を致せり、郡中推して泰斗と爲す、其庭園甚だ大ならま、而して隣人の家頗る蔽障を爲せり、伴之丞自ら意謂らく後世子孫隣人の家を購ふものあらん、庭園を廣め、亭舎を築き、漸く奢侈を致さん、と乃ち子孫を戒めて之を購ふなからしむ、其家訓を立つること概ね此の如し、常に書畫を愛し、庫中机案を列ね、暇あれば入りて之を學ぶ、書の顔眞卿を宗とし、畫は木芙蓉を學び、皆其境に入れり、又琴を好み、善く之を彈す、神韻超絶、頗る其人に類すと云ふ

水哉倉廩を開て郷黨の急を救ふ

國井伴之丞

時密巨

笠原文右衛門

博學多才にして經濟に長す

笠原文右衛門は大湊郷田村新田中頸城郡の人なり、家世々農を業とし、豪富を以て著る、文右衛門幼より學を好み、弱冠江戸に遊ひ、松崎謙堂より從て學ぶ、國より歸り、郷長となる、博學多才、尤も經濟に長し、屢々藩主の諮問を受く、嘗て郷中に蕪田多きを憂へ、自ら資を抛て之を開拓す、時人其功を偉とせり

岡田金四郎

精勤事を理す

岡田金四郎は大湊郷上増田村中頸城郡のあり、家世々豪富を以て聞え、父祖郷長たり、金四郎父の後を繼ぎ、精勤事を統理し、深く藩侯に信任せられ、又衆庶に敬愛せらる、嘗て命を奉して藩務を理し、又國郡圖を作る、其他爲す所一より足らず、職に在ること卅九年、功を以て特に士に准せられ、俸若干を給せらる、嘉永五年病みて歿す、年八十

大關吉郎右衛門

杞陰

大關吉郎右衛門は曲通村西蒲原郡の人なり、名の憲弘、字は公毅、杞陰と號す、本片桐氏、出て大關氏を嗣く、夙に學を好み、黽勉書史を讀む、親に事へ、克く其歡を奉す、里閭其孝を稱す、父祖の職を襲て里正と爲る、邑人悦服せ、藩主之を聞き、徵して社講に任し、歳々米二石を賜ふ、後小頭格に准せられ、安政四年五月を以て歿す、年七十

自ら奉まる儉薄

吉郎右衛門人と爲り質直にして寛厚、自ら奉まる儉薄、常に敝衣を穿ち、粗糲を食ひ、年耳順を過ぎ、嚴冬と雖も齒に坐せず、以て其餘を概すへ、是を以て從ひ學ぶもの甚だ多く、其歿するに及ひてや、遐邇悼惜せざるものなし、畢生他の嗜好なし、唯讀書を以て樂と爲せり、詩文著書十數卷あり、家より藏む

松川三之助

大助の地を拓す

松川三之助名は重明、初め辨之助と稱す、後三之助と更む、其先上杉氏に仕ふ、後世々蒲原郡井栗村に住し、郷長たり父名は重基、人と爲り卓犖より大志あり、夙に北門の堅牢ならざるを憂へ、之を開拓して大に戸口を移さんと欲し、遂に其志を果さずして歿せり、三之助父より大志あり、弱冠成島東岳門に遊ひ、後東西兩京の間に往來し、頗る通ずる所あり、既にして父の遺志を成さんと欲せ、安政丙辰の歲、函館御用取扱の命を奉り、航して函館に至る、首とて尻澤邊の野（今公園に属す）を拓き、次て弁天岬の砲臺を築き、五稜郭の壘を經營し、又尻澤邊東北の地一万五千歩及石河澤の地若干を請うて之を開墾し、専ら力を拓植に用ひ、丁丑の歲、北蝦夷御直場所差配人元締兼務を命せられ、月俸三人口を賜はる、此歲三之助自ら北蝦夷を探らんと欲し、其管する所の業未だ成らざるの故を以て行く能はず、乃ち部下の森之助といふ者をして備夫工人凡百人を率ゐて代り行かす、森之助シレント岬を廻り、東海岸オチヨボツカに至り、初めて漁場を設く、鱈を漁獲すること甚だ多し、之を二船に積み、一は函館に送り、一は直ちに内地に輸さしむ、

三之助北蝦夷に至る大に山澤を開く

力極り手を収む

蓋北海より直ちに魚を内地に送るは此を以て嚆矢と爲す、三之助大に喜び、將に明年を期し、自ら往て其業を擴充せんと欲し、森之助に命し工人備夫凡五十人をオチヨボツカ、マヌイ、クシユンナイ等の地に留めて年を超さしむ、然るに工人備夫或は瘴癘に害せられ或は寒氣に犯されて、死せる者過半、三之助爲めに其心を傷めたりと雖も、毫も其志を屈せず、戊午に歲差配人鳥居權之助と與に、辨財船廿艘備夫工人凡三百六十人を率ゐ、航してオチヨボツカに至る、先づ山路を開き、橋梁を架し、クシユンナイに取締所を建て、オチヨボツカに會所を設け、其他處々に大小屋舎を造り、以て開拓の業に従事す、業を執ること數年、費用費られず、遂に利を得ずして歸る、其函館に歸るや、海上に三島を築く、金を費やすこと一万八千餘圓、地を得ること貳萬餘歩、更に事業を起し、將に大に爲す所あらんとす、財竭き力極まり、手を出すこと能はず、是より於て其拓く所の地を幕府に納め、御用取扱の命を辞せり、時に文久元年辛酉の歲と爲す

三之助幼より武技を好み、最も射を善くす、其人と爲り剛毅朴直、常に仲由の風

孝行

を慕ひ、節儉自ら給し、日一回必ず稀粥を以て飯に代ふ、人の強て酒食を勸むるものあれ、毎々牛飲馬食、旁人をして瞠若たらしむ、謂く、再ひ強ふるものを懲らすなり、と然れども事に臨みて財を散する、家産を傾くるも顧慮する所なし、性至孝、嘗て父の疾を罹るや、自ら其弟と伊夜日子神祠に詣り、射を祠前に行ひ、以て回復を禱る、矢を放つこと一晝夜、又自歌謠を習ひ、日夕病蓐に侍りて其心を慰籍す、久しきを経て愈らず、父の疾遂に癒ゆるを得たり

初代 小田 長四郎

小田長四郎は山邊里村岩船郡の人なり、父は小田氏、傳右衛門と稱す、長四郎の其第二子、傳右衛門始めて機業を營み、長四郎をして専ら其事に従はしむ、文化元年長四郎出て、新に家を興せ、長四郎其業を創むる、頗る刻苦し、始めて生龍紋地を織る、蓋當時地方人民風俗質素にして、絹帛を用ゐる者幾んど稀れなり、長四郎乃ち自ら三條町に往て之を販く、其價廉にして僅かに原料の價を償ふに過ぎず、傳右

初代長四郎
始めて生龍
紋地を織る

衛門長四郎を戒めて曰く、既に原料の價を償ふを得る、前途期すへ、汝宜しく屈撓せず、精を勵まして業を營むへ、と長四郎益々發憤し、更に名仙袖及袴地等を製して、之を大都に輸さんと欲し、頗る力を竭く、遂に十日町に往て、販賣の事を謀る、會々機工某といふ者あり、長四郎に告ぐるに、袴地の利あることを以てす、某は京都西陣の人なり、長四郎乃ち之を雇ひ、伴ひ歸て、大に織法を改めしむ、是より於て初めて袴地を十日町根津某蕪木某両店に販く、實に文化十年と爲す、此に至りて業務稍々興る、長四郎竊かに以謂らく、機業は多く女子の手を要す、今藩中婦女子をして此より従事せしめなば、國家の利を裨補するに足らん、と書を藩に上て其意を陳す、藩之を嘉み、資若干を貸して之を勵ます、長四郎其女と俱に藩士の家に就て業を傳ふ、是に於て藩名仙役所を置き、二人に命して傳習の事を掌らしむ、後、數年其織る所の品を稱して村上縞と曰ひ、之を江戸に送る、長四郎自ら往て之を販く、是より毎年江戸に輸して之を賣る、世用益々多さを加へ、業大に興る、藩侯特は其功を稱して帶刀を許す、長四郎益々感奮し、日夜力を竭せり、文久二年八

村上縞

月病を以て歿す、年八十一

第二代 小田 長四郎

第二代長四郎能く家業を維持す

萌黄色の染法を發明す

第二代長四郎ハ初代長四郎の長子なり、父の志を繼ぎ、益々勉強して事に従ふ、是の時に當り、幕府節儉の令を布き、絹帛を衣るを禁す、是に於て絹帛を需むる者俄に減して家業將に衰へんとす、會々室山縞といふ者流行す、乃ち之を織て利を獲、爲めに其失ふ所を償ふを得たり、長四郎嘗て自ら謂らく、苟くも機業を興さんと欲せば、先づ染草を撰ひ、糸の色を好くし、以て世人の信用を博せざるべからず、是より日夜思を凝らして染法を究む、遂に藍麴及萌黄色の染法を發明す、長四郎初め萌黄色の染法を知らず、遠く其糸を京都より取れり、不便甚しと爲す、一日萌黄色の糸を檢す、中に糸の未だ染まざるものあり、之を見て偶然其染法を發明す、然れども當時藩制村落に染場を置くを許さず、村上町の染工亦長四郎の技を嫉みて、塲を市中に置くを阻めり、長四郎乃ち染場を瀬波港に設く、瀬波山邊里を距ること里

許、日々往て染工を監す、頗る不便なり是に於て情を陳して染場を其宅内に置くことを請ふ、聽さる、是に至り、宗家と相謀りて染法を改む、爾來名聲漸く著る、元治元年、其得る所の金を以て藩侯に献す、藩侯之を嘉みし、帯刀を許さ、明治十三年八月病を以て歿す、年七十

館 源 右 衛 門

源右衛門常に思を國典に覃ふ

館源右衛門は卷村 西蒲原郡の人あり、幼にして書を讀むことを好み、稍々長するに及び、舅氏柳下清老に従て詠歌を學ぶ、後商事を以て、歳々京師に往來し、遂に中將千種有功の門に入る、中將其人ど爲りを愛し、手鍛刀一口を賜ふ、平生思を本居氏に覃へ、兼て源烈公の教を景仰す、外謙和よりして中剛正、干すに非理を以てすべからず、明治元年八月官軍越後を定む、諸將卷村に入る者、邑民の東兵を舍匿するを疑ひ、督索頗る嚴あり、吏民往々惶惑して措を失す、源右衛門獨從容として應對す、皆條理あり、諸將に信せられ、吏民賴て譴を免る者頗る多し、二年朝廷東北

財を輕ん
施を樂む

備荒倉

諸藩の功罪を論ず、峰岡藩信濃に移さるゝ、當ず、藩民舊主を思慕し、闕を守て留
を乞はんと欲す、遠藤某坂田某等衆に代て闕下に哀訴す、源右衛門王卿の門に於て
相識る所多きを以て、計の出す所を源右衛門に問ふ、源右衛門爲めに書を作て親む
所に貽り、其事を周旋せしむ、會朝議寛に従ひ、移封の事寢む、又衣衾及金若干を
舊主に献し、以て乏絶を補ふ其舊誼を重んずること亦此の如し、廢藩の後、舊藩主
舊封内を巡遊す、特に其家を訪ひ、手書及家章の酒器を賜ひ、以て其篤志に酬也と
云ふ、性財を輕んト施を樂む、家又大喪祭あれば、輒ち金穀を散し、以て貧民に賑
ま、歳凶饑に遭へは必ず邑の有力者に率先し、以て饑民を救ふ、明治元年十月兵乱
始めて定るを以て、金百兩を知府事に献じ、以て國用を助く、知府事四條公命を傳
へて褒獎せしむ、因て建言し、備荒倉を創置せんことを請ふ、常に三宅連笠雄磨の
事業を欽慕し、文を作りて之を頌す、尤も敬神に厚く、村社の事又於て、屢興修す
る所あり、隣家南須原笛木二氏あり、毎に與に力を併す、源右衛門又官に葬祭の家
禮を更定し、佛式を革去して一に古禮に依らしめんことを請ふ、他も記すべきもの

甚た多し、五年十一月病みて歿す、年四十六

大平 與兵衛

奉職廿一年
精勤一日の
如し

大平與兵衛名は安定、蒼松と號す、三島郡浦村の人なり、家世々里正たり、與兵衛
天資温厚篤實、親に仕へて孝、自ら守る儉、藩主長岡侯擢て、川西組五十八村の藏
掛役と爲す、其職を奉すること廿一年、精勤一日の如し、克く村民を愛撫し、克く
民事を處理す、民其徳に服せざるものなり、藩主其徳行を賞し、布帛金穀を賜ふも
の前後十有餘、明治六年三月歿す年六十七
與兵衛好んで書史を讀み、尤も書を善くす、又常に心を古史と農學とに覃へ、暇あ
れば則ち之を究め、殆んど寢食を忘るゝに至る、編纂訂正する所の書數十卷あり、
皆家に藏む其子某亦古史を好み、嘗て温古會といふを設け、温古の業を編む、其資
料此に取るもの尤も多しと云ふ

與兵衛深く
古史を究む

幅野 長藏

長藏四文烟
草を以て業
を興す

幅野長藏の佐渡相川の人なり、名の誠敬、長藏は其通稱、後長叟と號す、父の今入と曰ふ、長藏の其第五子なり、幼にして不群、父に刻烟草を零賣せんことを請ふ、俗に四文烟草と稱するものなり、之を賣るもの毎朝呼びて市中を過く、賃人傭夫需めて日用に給す、長藏髻亂を以て此に従事し、晴雨を論するなく、一朝も懈れることなし、識者之を偉とす、十歳を過ぎ、人の家僮と爲る、數年にして歸るに及び、始め私貯金若干あり、以て父母に告げて、再び買に服せんことを請ふ、既にして長して自ら其宗を承くる者も非ざるを以て、請ひて其居を別にし、肆を開きて業を營めり、時に年十九、里中本間立助の女を娶る、夫妻艱苦を共にし、夙夜匪懈事に從へり、其業駸々として、日一日より進み、未だ一年を出てざるに、市中舊業者往々退避するに至れり、弘化丁己の歳、始めて京坂に之き、大に布帛百貨を購ひ、以て益々其業を擴張す、旬月を出ですして肆絶を告ぐ、是に於て再び秋を以てす、此より長藏の商裝毎に春秋二行を以て期となす、又肆人をして江戸及加越諸國も赴かしめ、通商せざるなり、嘉永癸丑、大に土木を起す、厦屋巍然、加ふるも祭藏を以

富巨萬を累

勤儉にして
能く人を郵
む

てす、肆頭綵帛貨物燦然として目を奪ふ、遠近出入り、往來肩摩す、人相謂て曰く、凡そ需むるあらんと欲せば、之を長藏の老舗に徵せよ、彼れ萬屋たり、萬有らざるなり、と萬屋遂に家號と爲り、四方に藉甚す、長藏儉勤、一錢尺帛も敢て浮費せず、而して人の急を視れば、力を盡くして周郵す、人此を以て益々之に服す、父歿し母を迎へて孝養す、郷隣の交未だ嘗て信を失はず、奉行山岡某其德行を賞し、旌して郷中の右族と爲り、家號を稱し一刀を佩ふるを許す、長藏已に五十、二男二女あり、長は天死し、季の尙幼、乃ち伯父の子三藏を以て嗣と爲り、長女を以て之に配し、専ら家事を理めしむ、明治維新、奉行廢せられて縣治と爲る、縣新に局を開く、長藏民撰を以て局員と爲り、尋て教育事務員と爲る、既にして縣新潟に併せられ、相川郡治と爲る、時に折柴小學新築工成る、長藏金百五十圓を納め、以て其費に充つ、縣令賞するに桐章銀盃を以てす、庚辰四月三藏病を以て歿す、長藏復家事を經紀す、孫篤巳に成童を過く、壬午四月篤及猶子今藏を率ゐて、西上買事に服す、明年又西す、二子亦從ふ、京都三條の客舎に於て、卒然中風を發し、昏倒神を失ふ、

長藏の子篤
海防費壹千
圓を獻す

二子大に驚き、直に病院に就て治を乞ふ。已よして間あり、乃ち急に装を治め、輿衛して以て歸る、病勢荏苒延て明年に至り、竟に起さず、實に明治甲申五月と爲す、年六十八、長藏歿して後四年、篤其志を奉り、海防費壹千圓を獻す、朝廷其報國の遺忠を嘉み、賜ふに銀製黃綬褒章を以す

金内 隆右衛門

金内隆右衛門の古志郡西中野村の人なり、本小林氏、父は某、同郡入鹽川村の里正たり、隆右衛門出て、金内氏を繼ぐ、金内氏亦世々里正たり、隆右衛門人と爲り温厚誠篤、父母に事ふる孝、自ら奉る儉、尤も力を農事と致せり、擧げられて柝尾郷の郷長と爲る、精勤職を奉り、克く事務を理めて澁滞せず、民に農桑を勧め、誠を推し恩を施す、是を以て衆に信服せらる、藩王牧野侯其功勞を賞し、紋服及金綬を賜ふこと前後凡十二回、維新の後、柏崎縣廳其德行を賞し、賜ふに金五百疋を以てす、明治十五年三月病みて歿す、年七十八

良郷長

五十嵐 三郎右衛門

五十嵐三郎右衛門の高尾村 東頸城郡の人なり、狀貌魁梧、身長六尺二寸、氣剛勇にして尤も膂力あり、而して性寛仁よして博く衆を愛す、闔村推して長者と爲す、此地山間に僻在し、人民固陋にして野鄙の風あり、三郎右衛門夙に之を慨し、勸奨して子弟をして學に就かす、常々村民の緝睦を謀り、不和あるとき自ら之を調停し、多く村費を要するとき自ら之を辨して、衆をして其業を安んせしむ、老いて益々公利を興し、私賞を抛つこと尠からず、明治十七年三月病みて歿す、年八十村民痛哭すること父母を喪へるか如くなり、と云ふ

三郎右衛門
山村野鄙の
風を正さん
と欲す

川村 源右衛門

川村源右衛門は新發田藩士なり、寛永中武頭と爲り、秩六百石を食めり、一日村上城主堀侯單行微服して新發田に至り、城郭の要害を探る、源右衛門之を聞き、直に

源右衛門一騎を携へて堀侯を追ふ

四日間餘に七十六里餘の道を行く

一鎗騎を携へ、追うて加治川に至る、己に渡れり、源右衛門切齒し、大聲に罵て曰く、汝何ぞ多幸なる、若し一たび内城に入らば斬殺せんのみと

小黑 伊賀右衛門

小黑伊賀右衛門は長岡藩の下士なり、藩主牧野忠成侯に仕ふ、人ど爲り忠實にして武技に長し、尤も健足の聞えあり、正保中江戸藩邸に在り、會々藩侯事あり、急よ其第四子定成を國より召さんと欲す、伊賀右衛門及某二人に命し、秘書を携へて國に赴かす、伊賀謹んで命を奉り、某と與に直に藩邸を發す、時に四年五月八日朝辰刻なり、某途中足を痛みて後る、伊賀獨り走り行き、十日朝辰刻を以て、長岡に達し、書を定成に呈す、定成即日晝未刻馬に鞭て長岡を發す、伊賀亦隨從を命せらる、馬と與に走り、遂に十二日晝亥刻を以て江戸に達す、一藩其健足を驚く侯其勞を賞し俸を加へんと欲し、命を傳ふ、伊賀謂く武功に非して恩典を受くるは屑しとする所も非ず、と遂に固く辭して受けす

榎 吉之丞

一揮無敵齋を倒す

榎吉之丞は長岡藩士なり、勇武絶倫、膂力甚だ強く、能く火爐の火箸を捻る、又視力強く、能く遠きを視る、武技を好み、尤も槍術に長せり、時に幕府の臣に大山勘助と稱し、無敵齋と號するものあり、槍を以て名あり、會々北遊長岡に來りて試合を求む、吉之丞出て之に接し、一揮之を倒す、某畏服す、幕府之を召し、吉之丞意謂らく、義二君は仕ふへからず、と病と稱して之を辭す、明暦三年病みて歿す、著書真木軍談數十卷あり

小 野 彌 助

小野彌助名の直之、無關と號す、世々榊原侯に仕ふ、彌助延寶四年村上に生る、少うして武を好み、晝夜練磨し、手に木刀を釋てす、弱冠江戸に遊ひ、諸名家の門を叩て業を修む、弓、槍、劍の諸技より棒、柔術、居合等に至るまで皆其蘊奥を極め、尤も劍法に達せり、國に歸り、師範役に任せられ、一藩子弟に教ふ、門に遊ぶもの

彌助諸武技を究む

凡千餘人、其名一時又噪く、寶曆七年高田に歿す、其子彌一郎其後を繼て帥範役たり

千本木 源太兵衛

千本木源太兵衛名の政富、長岡藩士なり、狀貌魁偉身の長六尺有餘、資性剛毅木訥にして、文武兩道に通す、主に事へて忠誠を竭し、精勤其職を奉す、平居城を背にせず、主病あるときは則ち、神佛より祈願し、殆んど寢食を忘る、某年江戸に祇役す、一日命を奉りて仙臺侯の邸に使す、門に至り刺を通す、音調稍異なる所あり、番士竊かに之を笑ふ、源太兵衛自ら愧ち、言ひんと欲して辞益々澁る、乃ち筆を乞ひ、言ひんと欲する所を書きて之を呈す、文章流暢、筆跡活動す、番士驚服す、侯亦之を見て嘆賞す、寶永二年六月藩主に従ひて國に販る、途三國峠を過く、二居淺貝間の山中に出ずが澤と稱ふる処あり、土人魍魎の棲む所と爲り、敢て其中に入るものあり、源太兵衛主の命を奉り深く入て其状を探て復命す、時人其勇に服す、正徳中江川に在り、一日藩主に扈從して兩國橋を過く、偶々久留米藩侯の一行と相會す、

源太兵衛出
ずが澤に入
る

鬼千本木

久留米の士誤て其携ふる所の十字鎗を倒し、長岡藩士の頭上に落す、源太兵衛之を見憤激して其鋒の一片を折る、久留米藩士之を争ひ、遂に幕府に訴ふ、閑老松平伊豆守之を裁し、事平く、是に於て其勇名益々顯れ、人呼ひて鬼千本木と稱せり

小田部 三平

跳飛術

小田部三平は村上藩士なり、名の定刻、同藩士和田助太夫の第二子なり、出てく小田部氏を繼ぎ、後利右衛門と稱す、幼より勇悍にして、武技を好む、嘗て跳飛の術を學ひんと欲し、友人と與に入幡祠の石礎に就て之を試む、皆之を能せず、翌日又之を習ふ、三平獨り之を能し、跳飛意の如し、衆怪んで其故を問ふ、三平曰く余昨夕再び來て之を學ひ、上下數十回にして遂に之を能せり、故を以て少しく足を傷つけたり、と乃ち之を示す、膝爛れ脛破れ、血痕斑々たり、衆驚服す、居合の法を學ひ、其蘊奥を究む、擢てられて居合師範と爲り、秩百石を食む、戲に飛燕を斬り、或は飛燕を斬る、一刀兩斷、頗る巧妙を極む、名聲籍甚、兒童走卒其名を知らざる

三平居合法
に達す

ものなり、其子理右衛門其後を襲て居合師範と爲り、秩三十石を加へらる

廣瀬 儀左衛門

儀左工門勇
豪を以て著
はる

廣瀬儀左衛門名は茂堯、村上藩士なり、本小田部氏、三平の義弟なり、出て廣瀬氏を嗣く、享保中藩主内藤弑信に仕へ近侍より納戸に進み、後信與侯の傳と爲なり終る物頭に至る、人と爲り勇豪にして膽氣あり、少うして拳法を學ひ、刻苦頗る力む、猫兒高處より墜ちて直立する者、俗に三寸起と曰ふ、儀左衛門自ら謂らく、小獸すら之を能くす、豈に人にして之に若かさるの理あらんや、と是より於て發憤し、屋上より墜下して其術を學ふ、初め未だ熟せず、地に至て乃ち仆る此の如きもの數、次之を習ふ久うして、遂に其技を能くするを得たり、其精此の如し、遂に拳法の闔奥を極む、一藩推して泰斗と爲す、儀左衛門尤も臂力あり、居梅樹あり、年を経、大さ合抱ばかりあり、根朽ち枝枯れ、傾倒の患あり、乃ち匠夫を召して之を斬らむ、已にして樹を截り、半身未だ殊えず、將る屋角を壓せんといす、匠夫曰く願くは

隻手もて大
樹の將も倒
れんとする
を支ふ

糾繩を與へて之を他に避けしめよ、儀左衛門曰く爲すなかれ、乃公之を禦かん、と屋に上り椰楡して之を待つ、少時にして樹傾く、手を以て之を推せば、驕然として地に倒る、匠夫大に驚歎す、其爲す所概ね此に類す

岡部 八左衛門

八左衛門劍
法と居合法
とに通ず

岡部八左衛門名の明道、世々榊原侯に仕ふ、八左衛門元祿三年村上に生る、性剛毅直實、少うして武を好み、新當流の劍法、觀流の居合を學ひ、其蘊奥を極む、因て二流の傳統を繼て、門人に教ふ、門に遊ぶもの甚た多し、八左衛門常に人に謂て曰く、劍法の優劣の唯其業の鍛鍊如何に在るのみ、と道場に出て其業を試む、宛も鬼神の如し、時人之を畏る、寶曆中高田寺町に本願寺の工事あり、信徒數百人日々山中より大材を運搬す、八左衛門途を過さ、之に遇ふ、乃ち中路に直立して曰く、武人公道を行く、何ぞ迂回するの理あらんや、と泰然として動かす、運搬者之を見、驚愕して避く、寛保元年藩主姫路に移て後町奉行に任せられ、二年物頭に遷

る、寶曆十二年高田に歿す年七十三

小谷 豊左衛門

小谷豊左衛門名は居敬、新發田藩に仕へ、馬廻と爲り、秩二百石を食めり、寶曆中江戸より國に歸る、三國峠に至る、關吏曰く關符なきものは過ぐるを得ず、と豊左衛門従僕を顧み、槍を卓てめて曰く、武士藩槍を携ふるもの、引子を用ゐざるは天下の大法あり、請ふ官長よ見えて此事を論せん、吏曰く官長故ありて家に在り、曰く事天下の大法に係る、論せざるへからず、と見んことを請ひて已まむ、吏辞究して過ぐることを許す、豊左工門曰く藩士行旅程を期し、晚きこと半日なるも罰あり請ふ我か爲めに事狀を作れ、吏曰く、何の狀を書して可なる、と乃ら筆を執て關吏辞なくして屈服せるの狀を書して之を寫さしめ、徐々として過ぎ去れり

上田 臺右衛門

嬰鑠壯士を
厭す

上田臺右衛門名の英生、新發田藩士なり、武頭となり、秩二百石を食めり、寶藏院の槍法を修め、其蘊奥を究む、毎歲春日に至り講習を、其飛潜術を演ずるや、蹈板皆折る、年八十、腰もがみて駝の如し、藩侯召して其技を観る、嬰鑠壯者を壓せり、寶曆七月九月歿せり、年百二歳、其子百右衛門亦法を善くし、父の業を繼ぎて藩の師範と爲れり、

大須賀 文右衛門

文右衛門劔
法に長す

大須賀文右衛門名は信清、幼より武技を好み、岡部八左衛門に就て劔注を學び、其統を承けて師範役と爲る、性沈毅忠直にして、門弟を教ふる頗る懇切なり、常に門人に謂て曰く、劔法を學ぶものは宜しく常慎二字を以て心と爲し、造次顛沛にも此を忘るへからず、と又曰く汝等何の時を問はず、吾身に隙あるを見ん試に之を撃て、と門人其隙を窺て之を撃たんと欲すれども得ず、會々撃つものあれば、之は應むること神の如し、門人驚嘆せざるものなし、寶曆三年書物役と爲り、安永三年近習に

遷り、膳奉行を兼ね嘗て門人の爲めに武基傳といふ書を著せり、後世高田藩の劍法家を擧ぐるもの先づ指を岡部大須賀二子に屈すといふ

原田 儀平太

忠勇にして
臂力あり

原田儀平太の長岡藩士なり、狀貌魁梧、天資忠勇尤も臂力あり、少うして柳生流の劍法を學ひ、其鬪奥を究む、携ふる所の物、素朴を尙ひ、形大に量重く、常人の用ゐる能はざる物を用う、用意慎密、常に百金を懐にい、未だ嘗て之を離さず、蓋し不虞に備ふるものなり、家に在るや臥するに城を背にせず、又足を出さず、藩主の忌日には必ず齋戒沐浴して其靈を拜す、嘗て藩主牧野忠軌侯に仕へて近侍たり、恩言を受くることあれば、家に飯り之を記して朝夕拜讀せり、忠軌侯安永元年六月を以て江戸藩邸に薨す、儀平太痛悼して措かす、其墓に詣ること五十日、未だ一日も怠らず、是より疾を得、幾はくもなく歿せり

岡村 九左衛門

九左衛門射
法の蘊奥を
究む

岡村九左衛門の村上藩士なり、名の昌起、初め泰助と稱し、後九左衛門と改む、晩年頓入と號す、藩主内藤侯に仕へ、遊卒より累進して廣間番入と爲り、弓術師範を兼ね、幼より江戸藩邸に在り、長じて田安家の臣竹内惣藏より從へ弓術を學ぶ、惣藏尤も射法を能くし、天下推して巨擘と爲す、幕府命じて三十三間堂を監せしむ、門に入る者甚た多し、九左衛門刻苦多年、其蘊奥を極め、遂は其高第弟子と爲る、惣藏歿して後、幕府九左衛門に命じて三十三間堂を監せしむ、是より諸藩及幕府麾下の士來り學ぶもの多く、諸侯亦延聘して其教を受く、名聲一時都下を鳴る、文政十一年六月病みて歿す、年七十七

川 合 又 吉

川合又吉は村上藩士なり、父新五左衛門と稱す、又吉は其長子なり、軀幹短小にして資性剛勇なり、少うして馬術を學ひ、其妙を極む、藩主内藤信敦侯に仕へ、江戸藩邸に在て、馬術師範と爲る、江戸愛宕山坂路峻急、古より馬を驅てのばれるもの

又吉馬を驅

て愛宕坂を
のぼる

僅に二人に過り、又吉之を試み、一鞭して登る、是より名聲頗に振ひ、従ひ學ぶもの日に多く、諸侯亦争うて之を延聘するに至る、都下呼ひて山の手の先生と稱し、當世第一の馬術家と爲せり

塚本藤馬

塚本藤馬の村上藩士なり、本姓櫻井氏、父治郎兵衛と稱す、四子あり、皆武技に長す、藤馬の其第三子あり、出て塚本氏を嗣く、少うして藩士某に從て扱心流の拳法を學ぶ、後江戸に遊ひ、犬上軍兵衛に從て其教を受く、初め軍兵衛之に教へず、一日藤馬其家に至る、會々軍兵衛酒を飲のり、乃ら酒を藤馬に侑め、且火を取り之を其前に出して曰く、之を下物と爲せ、と藤馬謹んで手を以て之を受け、毫も畏懼の色を現はさず、軍兵衛曰く汝能く忍ぶ、教ふへ、と是より意を加へて教授す、藤馬刻苦頗る方め、遂に盡く其秘法を受け、其高足弟子と爲る、藩主内藤侯に仕へて供番と爲り、柔術師範を兼ね、江戸藩邸に住す、一夕近衛火あり、勢甚た急なり、

犬上軍兵衛
藤馬を試む
の氣力

藤馬拳法の
妙を極む

諸士出て候の邸を守る、藤馬屋よりて焰煙を防ぐ、誤て足を失して轉下す、衆大に驚き以て地下に墜つと爲し、趨て之を救はんと欲す、藤馬端に止て地に墜らす、衆怪みて其故を問ふ、曰余聊か學へる所の術に因て免れたるのみ、と皆其技に服す、名聲日に揚り、都下殆んど肩を比ふるものなり、其子藤馬と稱し、亦勇悍にして拳法を善せり

莊田奥三郎

莊田奥三郎名は弼、世々榊原侯に仕ふ、其祖莊田教高喜右衛門と稱す、奈良の人なり、新陰流の劍法を學ひ、別に一機軸を出し、名けて莊田心流と曰ふ、寛永中榊原侯に仕へて劍法師範となり、名一時に振ふ、奥三郎は支族なり、天明二年江戸藩邸に生る、人と爲り豪健なり、嘗て歎して曰く、我祖武を以て名を海内に掲ぐ、余其裔にして武を以て身を立つる能はされい、是吾祖を辱むるものなり、と因て發憤し、藤川近義の門に入て、直心影流の劍法を學ぶ、藩主政令侯屢々獎勵を加ふ、益々威

奥三郎始め
て直心影流
の劔法を高
田藩に傳ふ

奮し、黽勉刻苦、遂に其蘊奥を極む、又圓明流二刀の傳及玉心流の拳法等を學ひ、頗る通ずる所あり、藩主之を擢て高田に飯り藩の師範たらしむ、時に文政某年なり是より先き、一番古法を主として新法を學ばす、奥三郎の飯國するに及て、始めて直心影流の新法を知る、是に於て子弟争ひて奥三郎の門に入る、古法の道場大に衰ふ、奥三郎子弟を教ふる懇切、前後門に遊ぶもの七八百人、天保六年九月病みて歿す、年五十四、後其統を承くものにて傑出せるものは倉地正久と爲す

酒井良佐

酒井良佐名は成大、良佐の其通稱なり、世々榊原侯に仕ふ、良佐人と爲り魁偉にて膽略あり、幼より江戸藩邸に在り、同藩士莊田奥三郎と與に藤川近義の門に入て劔法を學ぶ、日夜精を勵まし、黽勉業を修む、居る數年業成る、藩主新に都下は道場を開き、良佐をして師範たらしむ、藩士より幕府麾下の士及諸藩士に至るまで、其門に入るもの多し、名聲大に顯れ、藤川の道場と伯仲するに至れり、天保八年病

良佐亦直心
影流の劔法
を弘む

みて歿す、

小藥九郎右衛門

小藥九郎右衛門の村上藩士なり、名は村壇、九郎右衛門の其通稱なり、父右の村澤、常右衛門と稱す、弓術師範と爲り、俸五人口を食めり、九郎右衛門、狀貌瑰梧にて骨力あり、少うして江戸に遊び、某に従て射を學ぶ、居ること數年、頗る其蘊奥を究む、同門に遠藤某といふ者あり、巧みに準を取り能く的中つ、或人九郎右衛門に謂て曰く、某後進なりと雖、百發百中、兄と伯仲す、と九郎右衛門晒て曰く、的に中つるを以て達と爲すの甚た謬れり、余不似と雖も、自ら某と技を同うせざるを信ず、暗夜各晝間射る所の跡に就て之を試みな、其異なる所を知るに足らん、請ふ之を試みん、と乃ち一日某と試射す、二人射る所異なるなり、夜に入り再び其跡に就て之を試む、九郎右衛門射る所悉く命中して、某の射る所悉く的を失す、觀者皆歎服す、九郎右衛門業成て國に飯り、父の職を襲て、俸八人口を食む、從ひ學ぶも

日直流の弓
術家

れ多く、其名一時に鳴る

紫田 金右工門

金右工門練
兵術を演習す

紫田金右衛門名の直可、紫杖と號す、高田藩士なり。資性直實寛厚、少うして文武兩道を修む、學の程朱を宗とし、武は山鹿流の兵法を學ひ、兼て拳法と劍法とを修む、業成り門を闢て教授す。是より先き藩士れ兵法を諳するもの、概ね坐上の空談を主とし、旌旗金鼓の用、坐作進退の法を知らず。金右工門自ら練兵の術を演習して之を教ふ、觀者感歎せざるものなり、毎月之を行ふこと、凡そ七十八九回、年四十三四歳より、老に至るまで、凡そ三十餘年、未だ嘗て懈怠せず、人以て偉と稱す。門に入る者前後千五百餘名、文政八年より天保の末に至るまで郡奉行と爲り、功績あり、安政四年三月病みて歿す、年七十九、著武教全書解、備武小學解等の書あり

阿部 鐵扇

鐵扇の膽勇

阿部鐵扇名は某、常に鐵扇を携ふ、因て鐵扇と號す、新發田藩士なり、人ど爲り剛勇にして膽力あり、少うして中野三郎兵衛に従て兵法を修め其蘊奥を究む、又柔術劍術を學ひて之を能くせり、藩廳嘗て用幣を江戸に送らんと欲し、鐵扇及某を命じて之を護り致さしむ、二人齊しく途に上る、某病にかかりて途に逗留す、鐵扇獨り行き夜會津山中を過ぐ、時に天寒く夜氣人を襲ひ、頗る凄凉を極む、會々路傍より山賊薪を燒て煖を取れるあり、鐵扇其傍に至り、就て火を求む、賊魁刀を以て火薪を刺して之を其面前より出せり、鐵扇乃ち烟を喫し談笑自若たり、將に去らんとするに臨み、謂て曰く今汝手に火を與ふるに刀を以てせる所以のもの、人を脅うさんと欲するもの如し、然れども其肱屈伸すへき餘地を存せず、誰か之を怖るものあらんや、と言畢て從容として去れり、是より其名益々顯れたりき

阿 佐

阿佐の寛永中の人、新發田藩士速水某の女なり、少うして武技を好み、尤も薙刀に

阿佐薙刀に
長す

長す、藩主溝口宣直侯其器を愛し、江戸藩邸に召して、後房の師範たらしむ、名聲日よ顯る、幕府其名を聞て之を召ま、固辭して受けず、遂に尼と爲りて良石と稱し、専ら禪を修む、後京都通玄寺に入り、學頭に擧られて、大に其法燈を輝せり

曾 廻

曾廻砲術の
奥を究む

曾廻ハ長岡藩士林氏の女なり、幼にして武技を好む、長して同藩士武衛龜右衛門と嫁す、龜右衛門砲術に長し、一藩の師範たり、曾廻夫に就て砲術を學び、其蘊奥を究む、寶曆三年龜右衛門病て歿す、子其彌尙幼なり、曾廻乃ら自ら門弟に教授し、之をして其業を廢せしめず、射的會を行ふや、毎に百目の彈丸を打つ、百發百中、正鶴を失ふことなり、藩主屢々之を賞す、時人呼ひて女丈夫と稱せり

曾 乃

曾乃修潔し
て夫の出獄
を祈る

曾乃ハ新發田立賣町の商估孫七の妻なり、性貞實にして、能く夫と事ふ、夫故ありて獄に囚へらる、曾乃之を悲み、日夕夫れ爲に陰膳といふを供し、又自ら修潔して

其速かに獄を出てんことを祈る、而して閉居甚た慎み、敢て人よ接せず、常々容儀を正し、事を爲す一に夫の家に在りし時に異ならず、既にして孫七釋されて獄を出つ、藩主其行を賞し、賜ふに米若干を以てせり、實に天明四年五月なり

登 美

登美貞淑に
して克く婦
道を守る

登美ハ長岡藩士林又右衛門の後妻なり、姓は池田氏、父は小左衛門と稱す、登美貞淑克く婦道を守て夫姑に仕ふ、繼子四人あり、之を愛まること實子の如く、育ふに恩を以し、教ふるに徳を以てし、皆其才を成さしむ、一藩其賢を稱す、寛政八年十二月藩主其行を賞し、與ふるに白銀五枚を以てし、且謁見を許し、手つから盃を賜ふ、

櫻井治郎兵衛の妻澤田氏

村上藩に櫻井治郎兵衛といふ者あり、藩主内藤侯に仕へ、藏役兼鎗術師範と爲り、秩八十石を食めり、其妻澤田氏は同藩士澤田兵藏の女なり、貞淑にして克く内を治め、夙に令聞あり、夫治郎兵衛病みて歿す、遺子四人あり、伯ハ權平、仲ハ又藏、叔ハ

澤田氏克く
其子を教育す

四子各武技
を以て一藩
に重んぜら
る

某、季の瀧藏皆幼なり、澤田氏益々節を礪き、意を竭して之を教育す、夙に興き夜に寐ね、躬を以て之を導き、鼓舞獎勵至らざるなり、或の其效に従ひざるものあれば、食時座を同らせしめずして、以て之を戒む、其意を致す概ね此の如し、四子互に相磨勵し、未だ嘗て一日も怠らず、既にして各等輩に駕し、其業を成す、權平の太郎左衛門と改稱し、家を繼て鎗術師範と爲る、又藏は同藩士須藤氏を繼き、忠右衛門と改稱して鎗術師範と爲る、某は藤馬と稱し、塚本氏を嗣て柔術師範と爲る、前に瀧藏の平井氏を繼き、伴右衛門と改稱して劍法師範と爲る、皆其技を以て關藩に重んぜらる、蓋し澤田氏の教育する所に由る、藩主之を聞て其行を賞し、賜ふに章服を以てせり、實に今を去る凡五十年前の事と爲す、

多 幾

多幾貞靜夫
に仕ふ

多幾は白根町 中蒲原郡 の人なり、父は藍澤某と稱す、二女あり、長は某、多幾は其次なり、天質穠粹、幼にして克く父母に事ふ、年十八にして魚買某に嫁く、貞靜夫

に仕へ、孝敬舅姑に仕ふ、居ること歳餘、是より先き姉某は布商某に嫁す、其家頗る裕かなり、故を以て父母常に某に厚うして多幾に薄くす、會々某病みて死す、父母之を悼み、遂に多幾を以て布商に醮せんと欲す、一日人をして多幾を召し、語るに其意を以てせしむ、肯せず、母又諭して曰く、魚買の家貧にして日用尙且給せず、如かす布商の豊富にして服用什器求めて得ることなきは、且つ姉の遺物皆あり、汝の福祉何ぞ之に加へん、而るに汝此を捨て彼を慕ふ、何を顛倒の甚き、と多幾泣涕して曰く、慈命萬背くへからず、然りと雖も兒の儼然たる魚買の婦なり、奔て不義の婚を爲す、縦令身は温飽を極むとも、將た何の面目ありて人に見えん、兒が志此の如し、幸よ慈命に違ふを以て罪とする勿れ、と聲涙俱に下る、母百方恩威を以て之を勸む、多幾遂に飲泣頭を低れて復言はず、是に於て父母其志の奪ふへからざるを察し、竊かに謀て魚買某を離婚せしむ、多幾是より哀痛食を絶つこと數日、終に一夕間に乘して縊死す、時に年十九、實に慶應二年某月なり

茂

節を守て自
殺す

隣里孝を稱す

茂は新潟の人なり、父は小宮友吉と稱す、新潟奉行所の属吏たり、四子あり、茂は其長女なり、幼にして父を喪ひ、母に養はる、性慧敏、母に事へて孝、齡既に十三、儉素自ら守り、専ら力を家事に致す、兄六太郎妻を娶りて其家を繼ぐ、而れども母其實母よあらざるを以て、之ど悪しく、其妻も亦之ど好からず、是を以て家内常に和かず、茂獨り之を愛へ、兄を慰め母を諫め、以て緝睦を謀る、隣里其孝を賞せざるものなり、既にして新潟税關の吏氏家春之助に嫁す、是より先き春之助屢々熊谷菴の酒樓に遊び、歌妓某と相狎れ、遂に借老を約す、故を以て心に茂を喜ばす、頗る之を疎待するの色あり、然れども茂毫も之を怨みず、奉仕益々勤む、翌年春、春之助佐渡夷税關に轉任す、時又父母之よ茂を携へんことを命ず、春之助言を擗へて從はず、赴任の後、遂に茂を逐ひて、狎妓を入れんと欲し、書を父に送り、以て其意を告ぐ、父大に驚き、之を諭さんと欲し、急を裝を理めて佐渡に赴く、茂既に其事を察し、自ら意謂らく、婚して後未だ一年ならざるに、夫婦睽離、燕婉の好を遂ぐる能はず、是吾か薄命の致す所なり、然れども今自ら去らんか、唯だ不貞の譏を受くるのみならず、不孝は罪を免る能はざる、奈何せん、自ら留らんか、則ち良人をして放肆の心を長せしむるのみならず、不孝の名を蒙らしむるよ至るを奈何せん、進退維れ谷まれり、生きて此感に遭いんよりい、如かず死して貞節を全うし、併せて良人をして本心に復せしめんとい、と乃ち死を決す、時に六太郎其妹幾久に婚を迎へしめて、之に其家を譲らんと欲し、日を卜して合衾の禮を行ふ、茂往て其事を助け、數日を経て家に歸る、此夕談笑常の如く、蚊を逐ひ涼を納れて、後寢は就けり、其臥蓆姑と老婢との間に在り、茂老婢に謂て曰く、今夜吾臥蓆蚤多く安眠する能はず、汝予か爲めに其處を換へよ、と乃ち其臥蓆を移す、蓋し別室に入るに便ならしめたるなり、夜半竊かに別室に入り、端坐して刀を以て喉を刺す、聲四壁に聞ゆ、一家驚て目を覺ます、急を火を點して之を檢すれい、茂別室に在て靜かに佛を唱へて死を祈れり、姑之を見て大に驚き、出す所を知らず、乃ち遽かに人を走せて之を親近に告げ、且つ隣を招かしむ、其母及妹先つ至り、其側に伏し慟哭して止まず、茂容を改めて母に謝し妹を戒む、語氣諄々として迫らず、既にして隣至り、將に手

茂自裁して貞節を全うせんと欲す

受くるのみならず、不孝は罪を免る能はざる、奈何せん、自ら留らんか、則ち良人をして放肆の心を長せしむるのみならず、不孝の名を蒙らしむるよ至るを奈何せん、進退維れ谷まれり、生きて此感に遭いんよりい、如かず死して貞節を全うし、併せて良人をして本心に復せしめんとい、と乃ち死を決す、時に六太郎其妹幾久に婚を迎へしめて、之に其家を譲らんと欲し、日を卜して合衾の禮を行ふ、茂往て其事を助け、數日を経て家に歸る、此夕談笑常の如く、蚊を逐ひ涼を納れて、後寢は就けり、其臥蓆姑と老婢との間に在り、茂老婢に謂て曰く、今夜吾臥蓆蚤多く安眠する能はず、汝予か爲めに其處を換へよ、と乃ち其臥蓆を移す、蓋し別室に入るに便ならしめたるなり、夜半竊かに別室に入り、端坐して刀を以て喉を刺す、聲四壁に聞ゆ、一家驚て目を覺ます、急を火を點して之を檢すれい、茂別室に在て靜かに佛を唱へて死を祈れり、姑之を見て大に驚き、出す所を知らず、乃ち遽かに人を走せて之を親近に告げ、且つ隣を招かしむ、其母及妹先つ至り、其側に伏し慟哭して止まず、茂容を改めて母に謝し妹を戒む、語氣諄々として迫らず、既にして隣至り、將に手

從容死に就く

を下さんとす、乃ら絶す、是より先き茂の男佐渡に赴き、春之助を諭して歸途に上る、會々風浪に阻てられ、淹留すること數日にして新潟に歸る、將に門に入らんとするよ及び、家に經を讀む聲あるを聞く、急に入て之を問へり、茂既に死して將に之を葬らんとするなり、其狀を聞き、涕泣し且告けて曰く、春之助既よ余の説諭に服せり、余よして一日早く家に歸りたらんには、此不幸に遭はざりしからん、豈に悼惜に堪ふへけんや、と言畢て大に慟哭す、茂時に年十八實に明治四年五月廿八日なり、春之助茂の死を聞て大に慚悔し、其心を悽む、後文眞と改稱し、横濱税關と轉任せり

青 砥 武 平 次

青砥武平次名の綱義、世々村上藩主内藤侯に仕ふ、武平次少らして郡吏と爲り、累進して三條代官に任せられ、俸四人口を食む、後増されて七十石と爲り、晩年選はれて衛士と爲り、更に十石を加へらるる、材幹ありて機智に富み、常に意を國利に

武平次種川の施設に功あり

致せり、三面川鮭魚を産す、藩主之を蕃殖せむと欲す、然れども川傍岩澤新保諸村の民舊志に據て證を爲し、獨り其利を擅まるとし、其事を全うすること能はず、明和八年岩澤新保諸村の民村上町の民と漁場の境界を争ひ、遂に幕府に訴ふ、武平次頗る力を致し、村上町の民をして勝を得せしめたり、是に至り新に其境に、標榜を建て、御境と曰ふ、此より漁場の制漸く定まる、後藩主綜理公種川を設けて鮭魚と蕃殖する法を定む、武平次の施設せる所與て功ありと云ふ武平次諸技又通す、軍學及檢盤術を學ひ、其蘊奥を究む、從ひ學ぶもの多し、又農耕の事に通し、治下の民をして米を作るの法を改めしめたり

明治十六年水産博覽會の設あり、舊藩士族種川の模形を製して之を列ぬ、官武平次の遺功を追褒し、金五十圓を賜ひて之を旌せり、或は武平次を以て鮭種川の創設者として蕃殖の法を定めたるは藩主綜理公なり、武平次は漁場の境界を定めて其基を立てしものなり、其施設せる所功なりと爲さす又其後齋藤水右衛門といふものあり、水利を通し堤防を修め、以て種川の施設を全からしめ、頗る功を致せり、然れども其傳詳かならず、洵に惜むべきなり

中山 惟 貞

惟貞孝友に
して家に間
言なし

中山惟貞字の子幹、通稱は貞藏、漸盧と號す、世々佐渡川原田村の豪右たり、本姓の鈴木、叔祖政富出て中山苞恭の家に贅し、其氏を冒す、而して子なし、姪富救を以て嗣と爲す、是惟貞の父なり、惟貞幼にして怙恃を喪ひ、善く叔舅に事へ、弟妹を撫し、家に間言なし、長する比學に力め義を好み、能く人の急を周し、郷黨宗族これに頼れり、嘗て中山氏の系將に絶えむとす、竊かに其裔孫を索め以て家を譲り祀を傳へむと欲す、族人可かす、久しく年所を歴たるも、惟貞志を執ること益々堅し、會々庭上の紅梅樹忽ち白花を着く、惟貞指し諭して曰く、此梅是接換せるもの、原樹未だ死せず、復本色を見のすこと乃ち爾り、人にして物に如かざるへけむや、と舉族感服す、是に於て苞恭の兄宗圓の玄孫某を迎へ養て家を繼かす、天明中途に妻子を携へ、京師に至り、居を聖護院村よす、儒を以て業と爲す、惟貞初め時學を修めたりも、後閩洛の學に従事せり、而して子史百家涉畧偏く、旁ら

惟貞王宮に
侍講し恩遇
を蒙る

詩賦に及び、文章亦指を染めざるものなり、人と爲り謙遜謹肅にして自ら視ること欲然たり、某侯禮を以て聘すたれども再三辭して終り就かず、晚年王宮に侍講し恩遇殊々渥かりき、寛政二年十二月歿せり、年四十六

岩付 太郎 左衛門

獄を理め裁
決流るるか
如し

岩付太郎左衛門は村上藩士なり、名は持明、夢應と號す、夏目某の第二子なり、出て岩付氏を嗣く、書記より累進して番頭に至り、秩三百石を食む、人と爲り豪邁にして智畧あり、嘗て奉行と爲り、獄を理め裁決流るるか如し、其斷する所往々人の意表を出づ、大場澤石住兩村の間に原野あり二村岩船 郡屬す大場澤野と曰ふ、當時大場澤村は村上藩に屬し、石住村は米澤藩に屬せり、兩村の民其地を争ひ、決せず、遂に之を村上藩に訴ふ、太郎左門之を理む、米澤の吏亦其廷に參す、兩村の民陳辯して相譲らず、太郎左門石住の民に命して逐一當日爲せる所を陳せしむ、中に某地より大場澤野を過さたるの語あり、太郎左衛門乃ち斷して曰く、石住村の民今争ふ所

太郎左衛門
春日杯を得

奇々庵歸一

の地を稱して大塲澤野といへり、是自ら其地の大塲澤村に屬せることを證するものなり、復之を争ふことを要せず、と石住村のもの辞塞り、復争ふこと能はずして退けり、米澤の吏亦感服せり、其獄を理むること概ね此の如し、嘗て米澤藩に使し、機宜よ因て事と處し、名園藩に聞ゆ藩王特に延見し酒を賜ひ、酌むに春日杯を以てせしむ、杯は藩祖謙信の陣中よ用るゝ所なり、太郎左衛門敢て請ひ、遂に之を得て歸れり、性酒を嗜み、平居酣酔して適を取れり、歿するに臨み遺言して曰く、死後子を祭るに酒を以てせよ、と後人其の言の如くせり、

次子某奇々庵歸一と號す、少うして綜理公に仕へて愛寵せらる、公薨して後、仕を辞し、江戸に赴て風流を以て事とせり、尤も俳句を善くし、其名一時に都下に鳴れりと云ふ

巖田洲尾

巖田洲尾巖田本岩田に作る、洲尾自ら之を改む、名は忠恕、洲尾の其號なり、新潟の人なり、幼よして

慧敏、學を好み書を善くせり、未だ弱冠ならずして信州松本に遊び、龍田梅齋の家に寓せり、遂に江戸に出て古賀精里に學ひ、學業大に進めり、某歲再び松本に遊び、梅齋の家よ寓す、將よ西遊せむとす、時に暑劇し梅齋諭止すれども可かず、既に發し、途にして疾に墜り、松本に反て歿せり、文化十三年八月なり、年二十五、著す所歴代沿革畧說、鷗盟集、徐天地詩集、題語叢、雲山餘韻等あり皆世に行はる、佐久間象山曾て新潟よ遊び、洲尾の夙夜堂を訪ひ詩を賦して之を吊へり、曰く燦然文墨有餘清、想見當時蚤發聲、筆下雲烟自舒卷、舌端珠玉轉鏘鏗、江山一旦成陳迹、河海千年駐美名、思苦招魂篇不就、九原杳渺抵傷情、以て其人と爲りを知るへし

牧大助

牧大助は村上藩士なり名は某、字子直、本姓は樋口出て牧氏を繼ぐ、因りてこれを冒す、姿貌魁梧、天資豪邁にして才辯あり、人と論議し、苟くも屈下せず、少うして郡吏と爲り、累遷して衛士に擢てられ、再び郡政に従ふ、其職に在ること前後四十餘年、尤も文法に通し、善く獄訟を斷せり、嘗て村上より新潟を経て三條に赴

大助文法に

通し善く獄
詔を斷す

く、新潟の海關を過くるや、従者をして高く槍を掲げて行かす、關吏叱責し之を横ふへきを命す、大助曰く余の士人なり、途を行くは槍を提ぐ、何ぞ不可あらむ、と遂に吏の言に従はせて過く、其苟くも身を屈せざること概ね此類なり、其三條代官たるや、一日三條と一之木戸村との間に横死者あり、時に一之木戸村高崎藩に屬す、村民禍を他に嫁せむと欲し、これを三條町の地に移す、三條町の民之を争ひ、互に固く執て相下らす、道に載するもの數日、遂に三條郡衙に訴ふ、大助之を理め、高崎藩の郡吏と出て之を檢す、論起り刀痕の有無に及ぶ、然れども屍體既に腐爛し蟲蛆を生じ、臭氣紛々として殆んど辨すべからず、大助斷して曰く、屍刀痕あり、蟲必ず鐵氣を帯ひむ、と乃ち刀を抜て蛆を刺し、高崎藩吏の前に出して曰く、請ふ試みに之を嘗めよ、吏逡巡して難める色あり、大助之を嘗むるまねして、以て鐵氣ありと爲し、且つ論して曰く屍骸三條町に向て斃る、是一の木戸村の民追ひて之を殺せるなり、と高崎の吏辞塞り、遂に其民を命して之を収めしむ、大助果斷事を處する概ね此の如し、故を以て郡政宜しと得、民皆悦服せり其元善、述堂と號す、

父の後を承けて大助と稱し、亦郡職に従へり、戊辰の乱、首として官軍に従ひ、其先鋒と爲りて戦死せり、文詩を好み、尤も碁を善くし、初段允許を得、長尾秋水の郷に歸るや、頗る周旋して其薪水を助けしと云ふ

本 間 水 雲

本間水雲名は達、字子誠、本姓の今井、出て本間氏を繼ぎ、之を冒す、凌山堂は其畫室の號なり、又水雲亭と號す、因て水雲居士と號す、世々夷の里に居る、安政甲寅の春、病を以て歿す、年六十、水雲夙に繪事を嗜み、遂に京師に遊び、法を吳景文に問ふ、景文一見して之を奇とし、其筆大に古人の風ありと爲せり、居ること數年にして、其技大に進めり、既に歸りて茅を湖上に誅り、纔に風日を蔽ふのみ、益々心を畫に潜め、諸家に入入して、精を吸ひ粗を吐き、遂に吳氏の法に依りて別に一家を爲せり、筆力遒勁、尤も山水に長せり、是を以て聲價漸く隆んなり、然れども性俗は諧す、介然として自ら守り、苟も其意に可ならざるものは一切謝絶せ

筆大に古人
の風あり

り、平居古書畫を展ふる毎に怡然として之に對して曰く、余良友多し、何ぞ俗子の
晤々を爲さむ、其猶なること此如し、故を以て益々多口を致せり、圓山溟北其墓に
誌して曰く士固より特立獨行世は嫉まるものあり、古聖賢と雖も亦然り、何ぞ獨
り水雲に疑はむやと

關 守 雄

關守雄は四郎太と稱す、柏崎の人なり、家世々商を業とす、守雄家を繼ぎて大に産
を興せり、少うして讀書を好み、江戸に遊ひ、前田夏蔭に従て、皇典を究む、夏蔭
名を守雄と命す、嘗て日本書記を讀み、以爲らく此書皇國の事を記すに、漢文を以
てす、特に古意に違ふのみならず、徃々解し難きものあり、是宜しく解釋せざるへ
からず、と是に於て餘暇諸書を參考して訓義を究む、功を積むこと二十餘年、書六
十五卷を作る、名つけて日本書記訓考といふ、其他著す所左波例草、萬葉集類題、
夏籜等の書あり明治十六年三月歿す年六十八

日本書記訓
考

圓 山 溟 北

圓山溟北圓山は本丸
山に作れり名の傑、字の子光、溟北は其號なり、別に與古爲徒齋と號す、

通稱は三平初め三藏と稱す、
後父の稱を襲く湊町佐渡の人なり、本姓は小池、出て圓山氏を嗣ぐ、

溟北の父學
古

圓山氏の祖名ハ房躬、出羽の人、家世々莊内藩士たり、父名は敏、學古と號す、學
を修め尤も史學に長せり、故ありて庄内を去り、四方に萍遊して遂に佐渡に至り、
兩津の山水を愛してここに家す、土人風を慕ひ教を受くるもの多し、文政中奉行泉
本某創めて學校を建つ、田中葵園の薦に因り、學古を辟して教授と爲す、天保中病
みて官に卒す、妻小池氏子なく、其姪を養て嗣と爲す、即ち溟北なり、溟北幼に
て學を好み、日夜淬勵す、是を以て巋然として成立し、未だ弱冠ならざるに既に二
十一史を涉獵す、父歿して後慨然として斯道に志し、乃ち笈を負ひて江戸に遊ひ、
龜田綾瀨の門を學ぶ、未だ數月ならずして其塾生を督せり、居ること數年、學業大
に進む、綾瀨之を某侯に薦む、溟北約するに禍を釋かむことを以てす、乃ち郷里に

溟北母の意
に從ひ遂に
郷里を出て
す

歸り、將に其母を奉りて帷を江門に下さむとす、而して其母父祖墳墓の地を離るゝ
ことを憚ひす、溟北其意に從ひ湖上は徒を聚めて教授す、既にして母を喪ふ、遂に
郷里を出てす、奉行某其の能く先業を繼ぎ篤行にして謹慎するを聞きて、辟して學
館の儒官と爲り、以て先職を襲かひむ、實に藤木實齋實齋名は穂、字の子秀、實齋名は穂、字の子秀、田中英園の第二子なり之を薦
めたるなり、溟北是に於て入て校政を督り、育英を以て己の任と爲す、溟北の學淵
博深粹、諸家を折衷して専ら主とする所なり、而して幕府士を取るの法、専ら宋學
を主とし、苟も程朱を宗とせされは其撰に入るを得ず、故に溟北の館に在るや、一
に白鹿書院の規に依りて諸生を誘掖せり、蓋し幕旨を存せるなり、爾來數年弟子愈
々進み、髦俊濟々、一州の士翕然として化に向へり、佐渡文學の蔚興せるものは蓋
し葵園學古等の力に由ると雖も、溟北の功最も多しと爲す、事遂に幕府に聞ゆ、閣
老村上侯内藤信親遙かに書を以て命を傳へ溟北を拜して州學教授と爲り、之を上士
に班せしめ、賜ふも世祿を以てせり、明治元年戊辰の變、幕府大政を奉還し、再ひ
王治に歸し、封建を廢して郡縣を置く、是年越後府參謀與平謙輔佐渡判事と爲る、

佐渡文學の
蔚興せる由
來

溟北儒を以
て神道を講
す

學を好み、英毅高邁にして推す所ある罕れなり、溟北を延き見るに及び、大に其學
識に服し、加ふるも禮遇を以てせりと云ふ、二年州士と與に表を奉りて祿を辭し、降
て編氓と爲る、是時に當り州士職を喪ふもの過半、溟北二世の儒素を以て、一縣の
風教を維持し、館職に任すること故の如く、育英の志愈々篤し、晩年儒を以て神道
を奉り、(七年度津神社權宮司に兼任し權中講義に兼補せられ、尋て度津神社宮司に
任せられ、累遷して中教正に至る)日に講堂に坐して道義を講説す、談論爽快、聽
くもの歎服せざるなし、溟北曰く神道は神國の道なり、神國の道の皇統一系を以て
宇内に卓絶す、君臣の義これより大なるはなし、禹域聖人の國と雖も其萬一を望む
こと能はず、神道と稱する所以なり、吾儒を以て神道を奉するは是の如くなるのみ、
と學制の革まるや、天下大中小の學を置く、其制専ら歐米に法り、而して經藝の學
廢れ、國家士を取るの法是に於て一變せり、溟北乃ち歎して曰く此れ吾時に非ざる
なり、と是に於て浩然冠を掛けて家居して教授す、暇あれば花を植え樹を移し、泉
を引て園に澆き、自ら名つけて撫孤松園と曰ふ、此の如きもの殆んど二十年なり、溟

撫孤松園

北人に爲り魁偉にして談論を好む、音吐朗然鐘の如し、年己に七十、文を著はして
倦まず、著す所大學標異、語孟標釋、臯泌錄、與古爲徒齋偶筆、溟北文稿等あり、
文稿世に行はる、明治二十五年五月病を以て歿せり、



附 録

中原 久米之介

中原久米之介の赤塚西蒲原郡の人なり、父の藤藏と稱す、久米之介性孝謹、左右違
はず、父嘗て偶々誤て怒て之を杖つ、久米之介自ら其罪なきを辨せず、坐して杖を受
く、父後自ら其罪にあらざるを知り、曰く汝前に何ぞ自ら辨せさりぞ、又何ぞ杖を
避けさりぞ、曰く即ち之を辨するも未だ必ず自ら明にする能はず、反て其怒を益さ
んことを恐れたりなり、と親内に在れば、晝夜側に侍り事あるに非されは、未だ嘗
て門を出てす、其出て郷閭に在る、其人非されは交らず、父常に早起家廟を拜
す、夕も亦然り、久米之介毎々従て、其後に侍す、夏は常に蚊を驅り、冬は則ち席
を暖む、未だ嘗て一日も怠らす、其母多病、常に事を作すに懶し、祭祀賓客あれは
餘儀濯漑の事久米之介皆之を爲す、母嘗て滯下を患へ、久しく癒えず、久米之介衣

久米之介孝
謹克く父母
に仕ふ

久米之介父の志を體して學に勉む

帶を解かす、湯藥必ず親ら嘗む、又躬ら醫に就て藥を取り、其病應を告ぐる、委曲詳盡、患者に對するか如し、數十日前に在りと雖も、其便溲の度、飲食の數、患者の識る能はざる所、尙能く悉く之を記せり、小澤精庵の塾に就て教を受く、塾會根村に在り、赤塚を距ること一里、初寒暑雨と雖も、未だ嘗て一日も往かざることわらま、精庵曾て言て曰く、夫學者の學に於ける、銳進して至るべきに非ず、宜しく漸を期すへ、甚寒暑日の如き、則ち家は在て講習し涼暇をとりて就正すへ、若し風雪中にてらるゝ如きことあらば、豈に父母の憂と爲らざらんや、曰く父素より我を才とせず、然れども先生を擇んで就學せしむるの必ず我を玉にせんと欲すればなり、若し寒熱の故を以て家居して來らざれば、必ず謂はん、我子果して不才なり、志を立つる固からず、學を好む篤からず、と則ち父の志は非ざるなからんや、願くは復言ふこと勿れ、と天保十一年某月病みて歿す、年十八

石川彌一

彌一刻苦四十年遂に家産を復して父を迎ふ
八百藏亦純孝

石川彌一は蒲原郡島田村の人なり、父彌助、負債山の如く積り、辨する能はず、遂に潜かゝ大坂に通る、彌一年十三、意謂らく生計を豊かにするにあらざれば父を迎ふる能はず、と乃ち家を鬻ぎ田を賣り、以て債主は償ひ、人の備役を爲して祖母及母を養ふ、日夜耕耘に従ひ、刻苦力を尽すこと四十年、未だ嘗て一日も懈らず、家道己に豊かあり、人を大坂に遣はして父を迎ふ、父肯はず、自往て之を迎ふ、父己は妻孥あり、郷に歸るの意なし、乃ち歳に金帛を贈る、戊辰の役大坂騷擾す、父を思つて措かず、遂に迎へ歸て舊籍に復す、藩主新發田侯金を賜うて旌表す、明治四年八月彌助出て、與板社祭を觀、誤て山車に壓せられて死す、彌一悲慟して已まず、廿年五月病て歿す、年七十二、弟八百藏亦純孝なり、兄を助けて力を耕耘に竭せり、嘗て父を大坂に省するや、上州に之きて備作し、得る所の賃金を以て旅資に充てたりと云ふ

奥村氏

奥村氏節を
守て尼と爲
る

氏の長岡藩士奥村五兵衛の女なり、年十八にして藩將某に嫁す、居ること十餘年、夫病を以て死す、親戚相謀て再び嫁せんことを勸む、肯はず、遂に刈羽郡大久保村洞雲寺の僧泰禪に従て尼と爲る、後柏崎の釋迦堂に住し、道を修め、且嘯詠して以て自ら慰む、嘉永四年四月邑に災あり、延て堂宇に及ぶ、邑人山田靜里等之を感み、爲め眞光寺刈羽郡比角村の傍に菴を作て此に居らしむ、號して不求庵と曰ふ、居ること廿二年、操行老いて益々固し、明治五年二月病みて逝く、時に年七十五

八 藏

忠直能く主
に事ふ

十日町 中魚沼郡 渡邊森右衛門といふ者あり、世々某藩の老臣たり、森右衛門に至り、故ありて藩を去り、此地に來り住せり、森右衛門生産の道に迂く、家計忽ち窮乏を告ぐ、僕二人あり、由兵衛と曰ひ八藏と曰ふ八藏の高田町人なり、性忠直にして能く主に事ふ、是に至り由兵衛辭し去りて、八藏獨り留る、自ら謂らく、余主君の恩を蒙ること多年、今其窮厄に遭ふに及びて去る、義爲すへからざるなり、且余

日夜力作し
て頃刻も怠
らす

にして去らぬ、主家産を失ふに至るも、未だ知るへからず、是より益々發憤し、身を效して事ふ従ひ、日夜勤勉し、寸刻も怠らす、冬夜寒甚し、森右衛門其衣を脱して之と與へんと欲す、八藏固辭し、毎夜家事を終へて後草鞋を作り、之を賣て以て古服を購へり、嚴冬積雪屋を埋む、家々日中屋に登りて之を落す、八藏の日中山野に赴て薪を探り、夜に至て之を落せり、其事に勤むること概ね此の如し、八藏森右衛門に事へてより歸省せざることを多年、森右衛門屢々歸省を勸むれども、辭謝して應せず、蓋し其意謂ふ己れ郷に歸らぬ、其間産業を缺き、主家を以て生計に苦まひるに至らんとす、遂に歸省せず、其屋頽破して往々雨を漏す、一夜風雨急に至り、將に屋を破らんとす、八藏起て屋より上り、森右衛門の寢所の邊に横臥し、身を以て雨を防ぎ、遂に曉に徹せり、森右衛門曾て鍼治を業とせんと欲し、師に就て其術を學ぶ、八藏頗る意を致し、毎夜森右衛門をして己の腹に就て、其術を復習せしむ、鍼口漸く腫れ、疼痛を覺ゆるに至れるも、毫も意を爲さず、其己を忘れ主を思ふの厚きこと概ね此の如し、嚴冬森右衛門の兄十郎左衛門の病を患ふるや、八藏晝夜之

主人の爲に
身を以て風
雨を防ぐ

を護り、介抱至らざるなし。十郎左衛門其意の厚きに感して之を勞ふ、八藏涕泣して曰く、僕一身の勞は固より厭ふ所に非ず、唯藥石効薄くして、病の久しきと翻らんとことを恐るゝのみ、と既にして病革まる、族人を集め遺言して曰く、余世を去らば汝等八藏を視ること、猶余を視るか如くせよ、決して疎待するなかれ、と後八藏忌日毎に、早く起きて其墓に詣り、香花を供へて以て冥福を祈れり、森右衛門一日八藏に告げて曰く、汝久しく余に事へ、未だ嘗て一日も懈らす、是余の感喜に堪へざる所なり、然れども余汝をして空しく一生を此貧家と終へしめんこと、忍ぶ能はざる所なり、汝年尚壯なり、宜しく身を立つるの計を爲すへ、と八藏對へて曰く愚未だ過失あらずして暇を乞ふ、主に事ふる所以と非ざるを知る、願くは永く臺下に奉せん、と後益々勉む、是を以て閨家益々之を愛し、而して之を僕視せず、然れども八藏禮を守り、居るに座を安せず、行くも笠を被らす、依然武士の従僕たるの狀を失はず、隣人に交るに竭すに信義を以てし、嘗て之と争へることなし、且主家の生計は己の力に因ることを知るも、唯之を他人に誇らざるのみならず、其窮

八藏畢生主
家に力を竭
さんと欲す

困の狀の外に聞えんことを恐れたり、或は其情を憐みて食物を與ふるものあるも、未だ嘗て之を受けず、其意之を受くるの主を辱しむるの恐ありと爲せるなり、是を以て其名遠近に聞え、其行を稱せざるものなし、領主松平肥後守之を賞し、賜ふに米若干を以てせり、時に享保十四年なり

彌太郎

彌太郎、蒲原郡白坂村川谷の農庄右衛門の僕なり、人と爲り忠實にして能く主に事ふ庄右衛門家計年に窮し、家財を賣り、或は田園を賣り、遂に其妻と俱み出て人々の婢僕と爲る、是に於て一家將に斷絶せんとし、父子將に飢渴に苦まんとす、彌太郎毫も其志を變せず、益々力を竭して、以て其困乏を救ひ、且其家産を回復せんと欲し、日夜勤勉して事に従ひ、以て家計を助く、時に傭役を爲し、得る所餘あれば之を蓄へ、或は閑暇あれば、山林に入り竹木を伐りて之を貯ふ、此の如きこと多年、遂に主家數口に饑寒を免れしめたるのみならず、主人をして負債を償て田園を回復

彌太郎力作
して主家の
饑渴を救ひ
且其家産を
回復す

一、又新に家屋を建て之に移らしめたり、然れども彌太郎以て足れりと爲さず、益々勉む庄右衛門其行を感し、嘗て之に謂て曰く、汝年方に壯なり、宜しく妻を娶り家を立つへし、余聊か汝に報いんと欲す、と彌太郎感泣して曰く、僕貴家に事ふること多年、恩を被ること海山も管ならず、而して消埃たる未だ報いず、冀くは永く奉事して微力を致さん、と庄右衛門勸諭すること再三、彌太郎辭謝して應せず、爾來身を効し力を竭くすること十數年、未だ嘗て一日も怠らず、領主某侯其事を聞き米若干を與へて以て之を旌せり、實に寛保三年なりき

阿 幾

阿幾ハ小千谷町の醫者山崎東伯の婢なり、東伯義父半彌と稱す、高田より此地に移住して醫を業とす、既にして暴かに病みて死せり、遺子二女あり、其妻義子を得て長女に配せしめんと欲すれども得ず、家計日ニ窮困す、阿幾能く之に仕へ、日夜芋を績き以て家計を濟ふ、既にして東伯を迎へて半彌の後を繼かしむ、治を乞ふもの

甚た少し、加之東伯子女二人を擧げ、費用益々嵩む、既にして夫婦共に痿弱病を患へ、殆んど歩行する能はず、困苦日に甚しく、朝夕給せざるに至る、阿幾大に之を憂へ、獨り力を竭くし、遂に主家六口をして饑寒を免るゝを得せしむ、里人之を聞き、相共に金を醸して以て阿幾に與ふ、村吏亦相謀て之に與ふるに米一俵を以てす、阿幾之を受けて自ら使用せず、悉く之を東伯に致せり、事領主に聞ゆ、乃ち米若干を與へて以て閭里に旌せり、實に寛延三年なりき

龜 鶴

龜鶴は佐渡相川の人仙田八兵衛千道といふものゝ女なり、初の名を龜とよべり、五歳にして古今集の歌四百首餘を記憶し、六歳にして千首を背誦せり、已にして吟詠を能せり、九歳の時琴の師某の都に歸るを送れる歌に曰く

君に今立別れなひ花鳥の色にも音も戀ひしからま

十二歳時詠し歌に

阿幾獨力主家六口の生計を助く

五歳より古今集を背誦す

烟立つ浦の苦屋の淋しさはなかくなれや秋の夕暮

龜鶴尤も書を善くせり、小木の安隆寺の額世に名あり年十四にして病みて歿せり、萩野由之曰く予隣家半右衛門か所にて越後の國椎谷觀世音の縁起を見たりしに仙田龜鶴ハ彼觀世音の化身ありといふことを記せり、信すへきまのあらねども其頃近國まで名高く聞えしを知るに足れり、其家集も家に存すといふ

鯤

鯤女の稻葉氏、岩船郡山邊里村の人なり、父は行衛と稱し、醫を業とせり、鯤資性慧敏、六歳よりして書を善くす、父挈けて江戸に上り、東海女史と號し、人の需めも應じて毫を揮はしむ、最も草書に巧みなり、其名漸く著はる、九歳京都に遊ぶ、諸王攝籙往々召して觀る、遂に光格上皇御覽あるに抵り、禁密酒杯等を賜はる、父頼山陽に詩をもて榮を紀せんことを索む、山陽乃ち七絶五首を作て之に與ふ、其詩の一に曰く

誰把嬌鬟喚做鯤、果然生翼上僊閣、平生野馬游絲筆、磨墨天池澗有痕

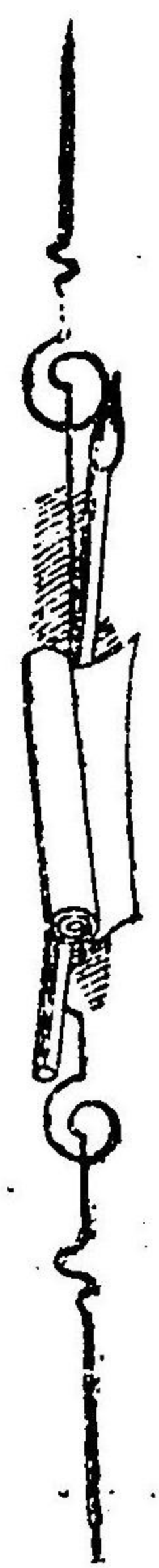
又曰く

宮女如墻擁練裙、爭觀玉腕掃千軍、簾前落墨龍顏笑、五色雲開別起雲

是より名聲京畿に藉甚す、後諸方を歴遊し、大坂に抵り、遂に豪商某に嫁せり戊辰の役

名聲京畿に
馳る

西郷南洲村上来り、本間石塙の家に留る、一夕石塙藏むる所の書畫を出して之を示す、南洲展觀一過、更に意を留めず、唯り鯤女と某との書を觀る再次、頗る之を愛するものゝ如し、石塙因て鯤女の書を與へたりといふ



附録終り

明治卅一年九月七日印刷
明治卅一年九月廿日發行

正價金六拾錢

新潟縣岩船郡村上本町第三百六十五番戶

編輯者 藤山 銀太郎

新潟縣南蒲原郡三條町字三之町第百三十三番戶

發行所 樋口 源吉

新潟縣南蒲原郡三條町字三之町第百三十三番戶

發行所 樋口小左衛門書舖

新潟縣南蒲原郡三條町字三之町第百三十三番戶

發賣所 擁天堂出版部



＊ 稟 告 ＊

新潟縣下の歴史に於て本舖の力を盡すこと一朝夕にあらす難きに猶興社あり會員の
多き材料の多きを以て自ら許すもの越海の如き明治二十九年三十年の大水虫害に接
し閩縣の荒凶に逢て暫く休刊すと雖材料蒐集の一朝も休止せすその志望の烈希圖の
堅真に尋常ならざるものあり仰望む大方微誠を明察し材料を惠贈し玉はんことを本
舖乞ふ印刷宏通の任に當らん

樋口活版所編輯課に於て 擁天居士謹白

無名氏編 猶興社校

北越古城考信錄

小池内廣君編 猶興社校

北越將士傳

69
115

右此回印刷ニ着手致シ候

樋口活版所編輯

越後一 目 鏡

彩色摺地圖五枚挿入
定價金拾五錢

藤山銀太郎君編輯

北越孝子傳

挿畫入
定價金拾五錢

名所
舊跡
鐵道
航路

越佐名所獨案內地圖

既刊

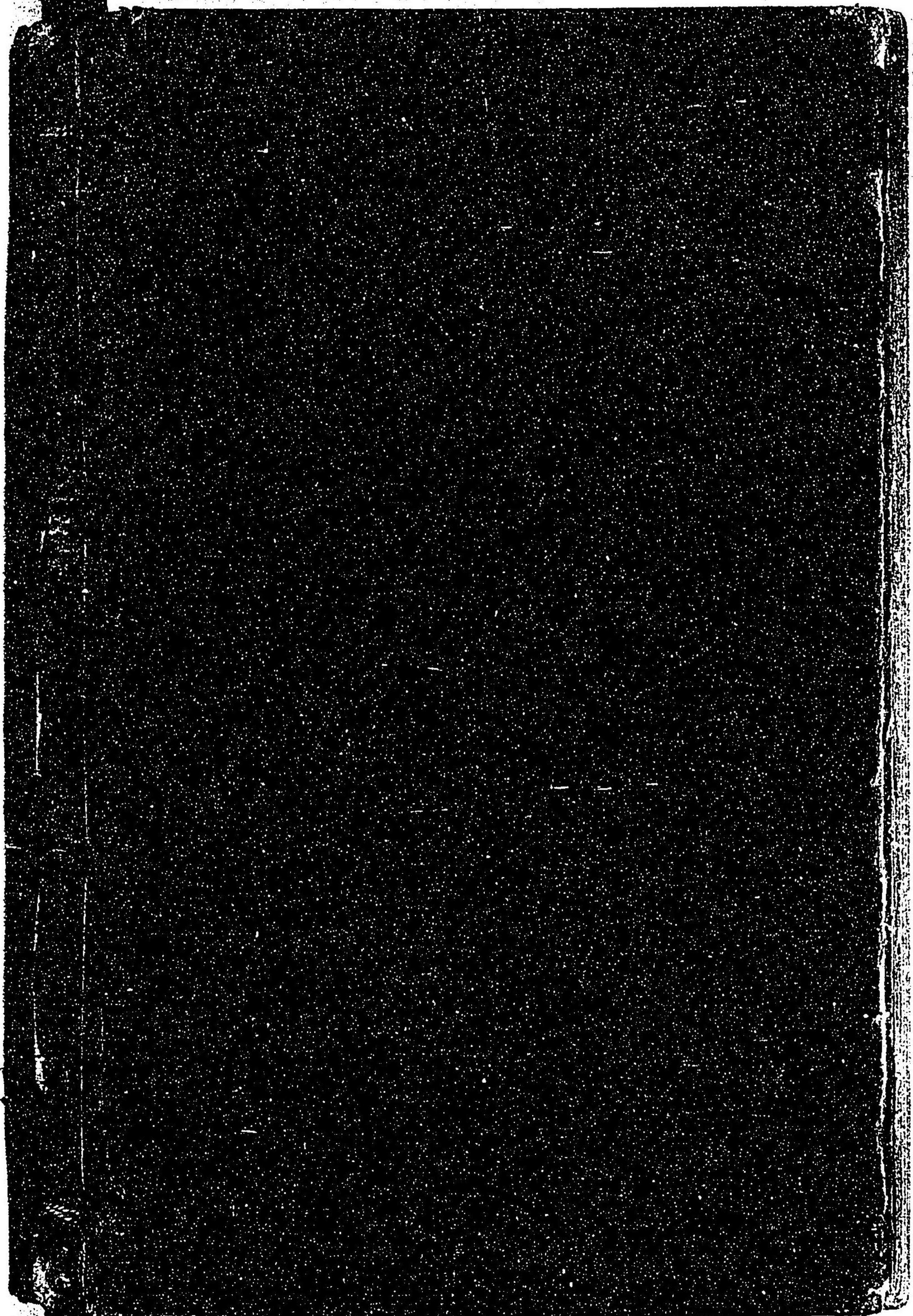
發行所 樋口小左衛門書店

印刷所 樋口活版所

發賣所 天 堂

67
115







004253-000-6

69-115

近世越佐人物伝

藤山 銀太郎 / 編

M31

ACE-0655



69
115

